

「西爐の役」がもたらしたもの

— 清朝の打箭爐支配成立の一側面 —

池田修太郎

はじめに

打箭爐 (tib. dar rtse mdo、現四川省康定県) は東部チベットのカム地域 (tib. khams、康・喀木) におけるチベット人居住地の中心地である。打箭爐は元明代より四川 - チベット間で行われる茶貿易の拠点として現れ、清代に到ってカム地域の経済的中心地として飛躍的に発展した。更に、清代においては四川からチベットへ向かって進軍する際に通過する、四川 - チベット間の「草原の道」^①の起点という軍事的要地としての性格も有した。清朝は打箭爐を清初以来の領土であると主張していたが、実際に清朝が打箭爐を制圧したのは、康熙三十八年に勃発した現地での武力衝突を鎮圧したことにより、その結果、清朝は雅龍江以東の地域への支配を確立させたのであった。

清朝による打箭爐制圧の過程は『聖祖実録』の記載によってほぼ追うことができ、先行研究も存在する。しかし、満洲語史料を見ることによって、漢文史料からはうかがえなかった様々な状況を伺うことができる。本稿では、こうした満洲語史料を利用し、清朝の領土拡張の実態を明らかにする。^②

本論に入る前に、「西爐の役」およびその前後における打箭爐の状況や、打箭爐が果たしてきた歴史的役割を論じた先行研究について、ここで確認しておきたい。

まず、清朝の打箭爐支配について、最も早く言及しているのは Ahmad1970 である。Ahmad によれば、清朝は康熙三十五年時点で打箭爐の支配権を確立し、康熙四十一年、すなわち「西爐の役」の鎮圧に

よって清朝は打箭爐からニャロンまで勢力を拡大したという。^③

四川と東チベット地域の通史である Dai2009 においても、清朝の領域拡大の契機として「西爐の役」の重要性を強調している。また、岳昇龍を康熙帝の信任を受けて送り込まれた人物とみなし、その行動が「西爐の役」を引き起こしつつも、その後の四川西部からチベットへ向けての清朝の拡大戦略の端緒を開いた人物であると評価している点も興味深い。^④

これに対し、カム地域に関する多くの研究を発表している任新建は、康熙四十年の打箭爐入城以前、清朝に打箭爐を支配する力はなく、打箭爐は青海のグシ＝ハン諸子およびその代理人として派遣されたチベットの営官に支配されていたとする。^⑤

また、四川・チベット間貿易の拠点としての打箭爐について論じた呉吉遠は、康熙三十五年に清朝と営官・土司の間で会談が持たれた理由を「打箭爐の貿易上の地位が確立・拡大し、ついに清朝政府の正式な承認を受け重視されるようになった」ためであり、清朝は康熙四十一年の官員派遣によって打箭爐での貿易を直接的な統制下に置いたとする。^⑥

このほかに、「西爐の役」を主題とした最新の研究である趙心愚 2017a は、順治九年に明正土司が清朝に帰順したことをもって打箭爐が清朝支配下に入ったとし、「西爐の役」を青海ホシュート部の拡大政策によって引き起こされたものとみなしている。^⑦

日本の研究では、漢文編纂史料を中心にチベット・青海・カム地域におけるダライラマ領とオイラト領を検討した手塚利彰 1995 が重要である。手塚は、後代に編纂された地方志史料に基づき、ダライラマ政権と青海ホシュート部がチベット・青海・カム地域をどのように分割していたかを分析し、青海・カム地域の大半がホシュート部の属領とされていることを明らかにしている。

次に、Ahmad1970 によりつつ、Ahmad が利用し得なかった漢文・チベット文史料によってチベットのダライラマ政権と清朝・青海の関係性を論じた山口瑞鳳 2006 がある。山口は康熙三十九年における「西爐の

役」勃発の背景を、「十七世紀末ころから四川打箭爐周辺に茶の通商をめぐる不祥事が続いたためとし、打箭爐平定後の治安安定のために「カム地方を掌握していた青海右翼の察罕丹津、ダイチンホショウチ・エルデニ・ジノンの協力を必要とした^⑧と述べ、康熙五十年六月にいたっても「四川では騒乱が尾をひいていた」とする^⑨。

次いで、辺境の交易都市としての打箭爐の性格を検討した柳静我 2013 では、この事件を契機として「打箭爐の貿易事務に関する管理・監督権がチベットから清朝に変わった」ことを強調している^⑩。

このように、「西爐の役」およびその前後の時期について、多くの先行研究が言及している。しかし、これらの研究が主として拠るのは漢文史料のみであり、同時代の重要な史料である満洲語史料の利用はほとんどなされていない。よって本稿では、先行研究の成果を踏まえ、筆者が発見した満洲語史料の分析を通じて、清朝制圧前後の打箭爐を清朝側がどう見ていたのか、そして清朝に制圧された打箭爐がどのような状況にあったか、この二点を中心に、漢文史料の再解釈も行いつつ、清朝による打箭爐制圧の歴史的意義を考えてみたい。

1. 「西爐の役」の経過

本章では、満洲語史料を利用した考察に先立ち、先行研究と史料に基づいて、「西爐の役」とそこに至る経過を見ておこう。

清朝史料に打箭爐の名が初めて見えるのは康熙十九年、三藩の乱平定の過程において、打箭爐へ官員を派遣して偵察と防備を行うことが決定されたときである^⑪。地方志の一部が、康熙十九年をもって打箭爐が清朝の支配下に入ったとしているのはこれが理由であろう^⑫。

次に打箭爐が清朝史料に現れるのは康熙三十年九月である。このときチベットから派遣された使者の口述により、康熙三十年までのある段階で青海ホシュート部のジャシ＝バートル (man. jasi batur, mon. dasi ba y atur) が打箭爐に駐屯していたことが知られる。当時すでにダライラマ 5 世は

没しており、チベット政権はダライラマ5世の遺囑を受けた摂政サンギェ = ギャツォによって差配・壟断されていたから、ダライラマの使者による上奏としてもたらされたこの情報も、サンギェ = ギャツォからもたらされたものとみなしてよい^⑭。この情報が事実とすれば、ハルハとジュンガルの対立が激化する状況下において、チベット政権と青海ホシュート部は、その長老ジャシ = バートルを派遣するほどに打箭爐を重要視していたとみなすことができよう。

次に、康熙三十二年二月、サンギェ = ギャツォは清朝に対し、打箭爐へ向かったチベット商人を監督するために青海モンゴル兵を派遣することを打診した。これに対し康熙帝は、この申し出がチベット側の打箭爐駐屯の意図を示すものとみなし、もしチベット側が打箭爐に兵を駐屯させれば、清朝側も同様に兵を増やさざるを得ず、双方ともに苦勞するだけであると述べたうえで、チベット側が厳しく属下を管理すればそうした措置は無用であるとして、この要求を却下した^⑮。

こうした事態を経て、康熙三十五年、ついに清朝とチベットの営官、現地の土司の三者が会合し、打箭爐での境界画定が行われた。このとき清朝側を代表した四川巡撫于養志の報告には次のようにある。

四川巡撫于養志 疏言すらく、「臣 旨に遵ひて烏思藏喇嘛營官等と會同し、打箭爐の地界を查勘す。明季より今に至るまで、原より内土司所轄の地に係れば、宜しく版圖に入るべし。但だ番人 茶を藉りて生を度り、居處すること年久し。且つ達頼喇嘛^{かっ}曾經て啓奏し、皇恩もて准行したれば、應に仍ほ貿易せしむべし。番人の事、應に達頼喇嘛に行文し、營官に曉諭して、遵行管理せしむべし。土司に關係するの事、土司に著して管理せしめ、生事を致す勿からしめん」^⑯と。

この記事によれば、于養志はこの時、打箭爐が明末以来中華王朝の冊封を受けた土司の管轄する地であり、よって清朝の版図に含まれるべき

であると主張しつつも、チベット人が長年打箭爐に居住しており、かつ以前皇帝が許可したことを理由に、打箭爐での貿易及び営官による管理は継続させるよう求めた。そのうえで、周辺の土司に関する事務は明正土司に管轄させることとしたのである。この于養志の方針は、理藩院の議覆を経て裁可され、打箭爐は于養志による調査を踏まえて一統志にも記載されることとなった。

この後しばらく、打箭爐に関する清朝側の記録は途絶えるが、康熙三十八年七月に至り、にわか事態は急変する。四川提督岳昇龍が、打箭爐で貿易を管轄していた営官喋吧昌側集烈¹⁷等が瀘河以東の地域を占拠したことを急報したのである¹⁸。康熙三十七年、岳昇龍は雅州から打箭爐へ向かう途上にある化林營に増兵を行っていたが、この事態を受けて岳昇龍が化林營へ更なる増援を派遣しようとしたところ、于養志にそれを妨げられた²⁰。しかも于養志は、この事件に先立つ康熙三十八年五月、岳昇龍の化林營増兵措置が打箭爐の境界地域の治安を乱すものとして、その他の罪状も連ねて岳昇龍を弾劾までしていたのである²¹。その結果、両者は互いに弾劾を始め、打箭爐周辺の土司管轄を担っていた明正土司蛇蜡喳吧が殺害されるまでに至ったにもかかわらず、清朝側は打箭爐における営官の活動に対応できなくなってしまった。結局、于養志・岳昇龍の両者は共に革職され²³、以後の対応は署理四川陝西総督に任じられた兵部尚書席爾達²⁴と、岳昇龍に代わって四川提督に任じられた唐希順²⁵が当たることとなった。さらに、康熙帝はサンギェ = ギャツォに対し、打箭爐において土司を殺害した営官らを引き渡すように求めたが、チベット側からの返答はなかった²⁶。

結局、清朝は岳昇龍が増強していた化林營の兵を打箭爐に「移駐」させ、営官の勢力を「弾圧」することに決した²⁷。そして清朝軍は康熙三十九年十月、ついに打箭爐へ向けて進軍を開始した。ところが、瀘河（大渡河）を渡る準備を行っていた清朝軍に対し、打箭爐の番人らが攻撃を加えたうえ、清朝軍が仮設した橋を破壊して兵丁を殺傷し、清朝軍の進軍を阻んだ。そのうえ、これらの番人は木鴉などから更に兵を集め、川沿

いの一帯の略奪を企図していたという。こうした情報を受け、署四川陝西総督席爾達は、清朝軍を率いる提督唐希順にいったん進軍を停止し、周辺の警戒を厳にするとともに、瀘河（大渡河）の三か所の渡河地点の確保を徹底せしめることとした。そのうえで、西寧に駐屯する康熙帝の側近であるシャンナンドルジ（桑南多爾吉、man.šangnan dorji）と副都統アナンダ（阿南達、man.ananda）を通じてサンギェ＝ギャツォに速やかにこの番人らの身柄を営官の身柄と併せて引き渡すよう要求した。²⁸

このように、内外の情勢によって清朝の介入はなかなか進展しなかったが、康熙三十九年末、唐希順指揮下の緑営兵が増兵され、席爾達と唐希順によって策定された進軍計画に従い、唐希順が理藩院侍郎満丕と共に打箭爐への進軍を開始した。²⁹そして翌康熙四十年二月、清朝軍は営官2名を含む敵対した番人らを殺害して打箭爐に入城し、商人・ラマらを含む現地および周辺諸勢力の帰順を受け入れたことが報告された。³⁰その後、康熙四十一年に至って清朝はラマ達木巴色爾濟・郎中舒図・員外郎鉄図等を打箭爐へ派遣し、打箭爐での貿易の監督を開始した。その際、サンギェ＝ギャツォにこの事件への弁明と共同で貿易を監督する高位のラマを送るよう通達したが、やはり返答はなかったようである。これら打箭爐での貿易を監督するために派遣された清朝官員らは、カム地域からもたらされる情報を収集・報告する役目も担っていた。³¹さらに、康熙四十一年から四十二年にかけて、清朝は雅龍江以東の現地諸勢力を土司制度の中に組み込み³²、四十一年十月、打箭爐に駐屯させていた化林営兵を撤収させたのであった。

以上が、漢文史料中に見える清朝による打箭爐支配の成立過程である。これを踏まえたうえで、この事件の前後における打箭爐と清朝のかかわりについて、満洲語史料を用いて再検討していくこととしよう。

2、「西爐の役」以前のカム地域と清朝

前章では、漢文史料の記述に基づいて、「西爐の役」終結までの清朝と

打箭爐の関係を述べた。本章では、打箭爐制庄前後の打箭爐に対する清朝の認識と支配の実態について、満洲語史料を用いて検討していきたい。

清朝は、対外的には「内土司所轄の地」であることを理由に打箭爐が清朝領であると主張していた。ところが、同時代およびやや下の時期に記された満洲語史料を見てみると、そうした主張とは異なる清朝当局者の認識が見えてくる。本章では、満洲語史料からみえる清朝当局者の認識を明らかにしたうえで、そうした認識の前提となる「西爐の役」以前の打箭爐の状況について考察を加えていくこととする。

一、打箭爐は清朝の「版図」であったか——清朝の打箭爐認識の実態

まず、漢文史料上に見える清朝の打箭爐支配に対する認識を確認しておこう。清朝の打箭爐に対する基本的な態度は、すでに引用した康熙三十五年の清朝・営官・土司の三者会談の記事に明らかである。すなわち、打箭爐は「明季より今に至るまで」「内土司所轄の地」であるから、疑いなく清朝の領土であるという論理である。この点について編纂史料を閲してみると、『世祖実録』に下記のような記事がみえる。

辛卯。天全六番・烏思臧・董卜・黎州・長河西・魚通・寧遠・泥溪・蠻彝・沈村・寧戎等土司、各おの前朝の敕印を繳めて以て降る。^⑤

ここに見える土司のうち、天全六番・董卜・長河西・魚通・寧遠は雅州府から打箭爐にかけて位置する土司たちであり、沈村は成都府西南の双流県から発して越嶲衛へと至る駅舎の一つとして名前が見える^⑥。特に「長河西・魚通・寧遠」は打箭爐で土司事務を担っていた明正土司が兼務するところであり、「明季より今に至るまで」という主張の根拠はこの記事の事件にあるといえる^⑦。ただし各種の地方志を閲すると、明正土司の帰順はすべて康熙五年のこととされており、清朝は康熙五年の印信・号紙の発給をもって土司の帰順を承認したとみなしたのかもしれない。い

ずれにせよ、清朝側の主張の根拠は、遅くとも康熙五年までに明正土司の地位を承認したことによるといえる。ただし、打箭爐の地が清朝の支配下に入った時期については、前章冒頭でも述べた康熙十九年のこととする史料もあり^④、この点は清朝側の史料でもややブレがある。おそらく、清朝は自らに有利な主張を構築するために、康熙三十五年の三者会談では土司の帰順とその地位の承認という点を前面に押し出したのであろう。その結果が「内土司所轄の地」という言説なのである。

こうした清朝側の主張は、「西爐の役」においても繰り返された。最初に營官の活動を報じた岳昇龍の上奏は、打箭爐の状況を次のように述べている。

四川提督岳昇龍 疏言すらく、打箭爐 原より本朝の版圖に係るに、
竟に烏思藏に侵占を強行せらる。康熙三十五年、兵部郎中金圖等を
欽差し、四川巡撫于養志と會同して查勘したる後、仍ほ霸踞するこ
と初めの如く、蠻地數千里を吞占し、番民數萬戸を侵奪す^④（下線部は
筆者による）。

次に、これを受けた清朝中央の見解は次のとおりである。

刑部等衙門 會題すらく、工部右侍郎羅察等、原任四川提督岳昇龍
原任巡撫于養志を掲參するの一案を察審す。查するに于養志、邊疆
大臣なれども私に驛馬を將て裏かに餽送せる禮物を藏して撥給せる
のに係る。又た打箭爐土司蛇蜡喳吧地方、營官に占居せらるるも、
奏明を行わず^④。（下線部は筆者による）

第巴等に勅諭して曰はく、邊境 向に定むる處あり。爾 縦に營官
喋吧昌側集烈を放ち、四川打箭爐内土司蛇蜡喳吧居住の地方を將て、
強きを待みて盡に霸占を行ひ、漸次河東の烏泥・若泥・凡州三處を
侵踞し、潜かに嘉慶・擦道を窺伺するの意あり^④（下線部は筆者による）。

前者は「本朝版図」、後者は「打箭爐土司蛇蜡喳吧地方」「四川打箭爐内土司蛇蜡喳吧居住地方」と表現は異なるが、清朝の「内土司所轄の地」ゆえに「版図に入れるべし」という主張にそれぞれの文言が対応するとすれば、清朝側の主張は一貫している。結局は、打箭爐は明正土司の帰順と承認をもって清朝支配下に入ったにもかかわらず、「烏思蔵（中央チベットを意味する）」すなわちチベット政権の派遣した営官によって不当に占拠されているというのが清朝の公式見解であった。

ところが、満洲語史料を見てみると、清朝が実際には打箭爐が自らの支配下にあることを認めていたと思しい記述が見受けられる。まず、「西爐の役」に際して打箭爐に派遣された理藩院侍郎マムピ⁴⁵（満丕，man. mampi）に下された康熙帝の諭旨を見てみよう。

正藍旗蒙古グサの理藩院侍郎であった（マムピが）<打箭>爐の戦の地から上奏して、朱批した摺子二通、特に下した朱批を書いた諭旨の書一通。「諭旨。侍郎マムピに下した。汝の行くときに、我らの兵は境界から出つつ略奪して行けとて密かに教えたのであった。今提督唐希順らが、<打箭>爐を取ったのである。これらの兵が先に劫略をほしいままにしないのをくもしも落着して>終わらせるなら、汝は到着すれば直ちに諭旨があったといて『<劫略を>したなら人心を大いに失うことになる。これを大いに恐れ憚らなければならぬ。これ以後もし前進して各地から合流するのを見て行く以外に、（）すでに平定したところでは決して《先の諭旨（である）》といて（劫略を）行うべきではない。』（といえ。）このために急ぎ勅書を書いて駟馬にて急行させて<下した>。

康熙四十年正月二十六日⁴⁶（下線部は筆者による）。

これは前年末にマムピが唐希順と共に打箭爐を制圧した直後、おそらくはその上奏文に対する朱批と共に下された諭旨であり、康熙帝がマムピに対し、京城を出発する際に言い含めていた道中での略奪を行わない

よう命じているものである。

ここで注目すべきは論旨中の下線部である。すなわち康熙帝は、清軍が打箭爐へ進攻するのを「境界から出」る行為とみなしていたのである。つまり、清朝にとって打箭爐は清朝の境域の外にあるものであると、ほかならぬ康熙帝が明言しているのである。すなわち、「西爐の役」における打箭爐への進軍は、清朝領域外への出兵であるという認識を康熙帝が有していたことの証左である。

では、ここでいう「境界」とは、具体的にはどこを指すのであろうか。やや時代が下るが、康熙四十年代半ばに四川巡撫に在任していたネンテイ（能泰、man.nentei）の奏摺に注目すべき情報がある。この奏摺は、『康熙朝滿文朱批奏摺全訳』に訳文が収録されていないためか、これまで利用されてこなかった。⁴⁸ 本稿はこのネンテイ奏摺の紹介も兼ねて、ネンテイ奏摺を必要に応じて適宜引用しつつ、その内容を検討していく。

まず引用するのは、康熙四十四年五月初三日付の奏摺である。この奏摺は、康熙帝による「聖祖仁皇帝御製瀘定橋碑記」（以下「碑記」と略称）に引用される上奏の原文であると考えられるが、この点についてはのちに論じることとし、まずはこの奏摺に基づいて清朝の四川・カム地域間の境界について検討してみよう。

ネンテイによれば、打箭爐周辺での境界とは、従来は以下のようにであったという。

打箭爐の一所は、以前はおおむね化林坪の瀘河よりこちら（側の地で）は、土司らがやや曖昧なままに境界としたのであった。瀘河のむこうは、全く營官らが駐屯していたのであった。聖主がこの地をはなはだ明確にさせるために、今瀘河を通過して、三日行程の果てに（ある）打箭爐自体に、欽差辨事税官らが駐屯したのである。打箭爐よりむこうに三百余里の辺境の果てに（ある）雅龍江の地に、税官らが、上奏して六駅を設けたのである⁴⁹（下線部は筆者による）。

この一文は、「西爐の役」以前の清朝の境界認識を端的に示している。「瀘河のむこう /lu he i cara」には「全く官官らが駐屯」し、「瀘河よりこちら（側の地） /lu he ci ebsi」ですら、「土司らがやや曖昧なままに境界とし」ていたのである。すなわち、清朝にとっての四川・カム地域の境界は瀘河であったと認識していたことの明証である。また、当時の清朝史料が往々にして大渡河を指して「瀘河」としていたことを踏まえると、⁵⁰ここでいう「瀘河」もまた大渡河の意であり、「瀘河の向こう」は大渡河以西、「瀘河よりこちら」は大渡河以東の地を意味しており、その大渡河以東でさえも各土司間の境界は「曖昧なまま」であったのである。ここでいう「聖主がこの地をはなはだ明確にさせる」とは、清朝が税官を派遣して駅伝を設置した「西爐の役」の善後措置を指すとみてよからう。⁵¹つまり清朝は、打箭爐周辺の地域について、「西爐の役」以前は——すなわち康熙三十五年の境界確定後も——大渡河を清朝と打箭爐の境界としていたが、「西爐の役」の鎮圧を経て打箭爐に税官を送り込むことによって、ようやく「この地をはなはだ明白にし」たのである。

この史料のいう「瀘河の向こう」、すなわち大渡河以西の地が「西爐の役」以前に清朝の手になかったことは、各種地方志に見える土司たちの帰順年次からも確認できる。後掲の【表】は各種地方志における打箭爐周辺の土司の帰順年次をそれぞれの地方志の記載に基づいてまとめたものであるが、「西爐の役」以前に大渡河以西の土司で、清朝に帰順していたものは明正土司のみである。大渡河以東の土司についても、冷邊土司だけが順治九年という早期に帰順しているが、南隣する沈邊土司は康熙三十九年、「西爐の役」の際にようやく清朝に帰順・従軍している。⁵²これに対して、康熙三十九年から四十年にかけて、大渡河以西の広大な地域の土司からの帰順が地方志に列挙される。これは、「西爐の役」の鎮圧の結果、ようやく大渡河以西に清朝の権威が及んだという実態の反映といえよう。

さらに、「西爐の役」前後における清朝の対応からも、清朝が大渡河を境界とみなしていたであろうことを説明できる。康熙三十八年、岳昇龍

が營官の活動を急報した際、岳昇龍は当初、打箭爐で營官が康熙三十五年の境界画定ののちも「仍ほ霸踞 初めの如く、蠻地數千里を呑占し、番民數萬戸を侵奪」しており、「又た木鴉に在りて、銃炮を私造し、糧草を屯聚す」るために化林營の兵を増強したのであるが、さらにその後、打箭爐の營官が「河東擦道・若儀等堡」を「占住」したことをもって清朝中央へ事態を急報したのである。この「河東擦道・若儀等堡」について、先行研究は大渡河の東としており、「西爐の役」でも營官側が清軍の退路を断つためにこの地を伺っているとの記述もあるから、岳昇龍は營官が大渡河を越えた時点で実力行使を中央に要請したことがわかる。つまり、清朝は營官の活動が打箭爐周辺(木鴉)にとどまるかぎりは直接的行動には出ず、「境界」である大渡河以東に進出してはじめて軍事行動に踏み切ったのである。こうした清朝の受動的な態度は、承志が分析したムスリムやモンゴル集団に対する態度と文脈を同じくするものであったといえることができる。⁵³

これらの点から、康熙帝および清朝地方官が実際に認識していた四川-カム地域間の「境界」が明らかとなった。清朝は対外的には「内土司所轄の地」であることを理由に、打箭爐を自らの版図として主張していたが、実際には、「西爐の役」を鎮圧するまで、清朝領と打箭爐との境界線を大渡河に置いていたことが明らかとなったのである。

では、こうした漢文史料と満洲語史料の間の不一致はなぜ生じたのであろうか。これは、清朝を取り巻く当時の東部ユーラシア世界の情勢が大きくかわっている。当時清朝はモンゴル高原でジュンガルのガルダンと交戦状態にあったが、康熙三十五年八月までにダライラマ五世がすでに没しているらしいことをガルダン戦の捕虜などからつかんでいた。清朝側は、サンギェ=ギャツォがダライラマの死を隠匿してガルダンを操ったことを詰問する論旨を下してもおり、この時点で清朝側はサンギェ=ギャツォ率いるチベット政権に対して不信感を抱いていたことは疑いない。⁵⁴そして、打箭爐で境界画定が行われたのは、こうしたチベット政権側の不実を清朝側が把握した直後の康熙三十五年九月であった。

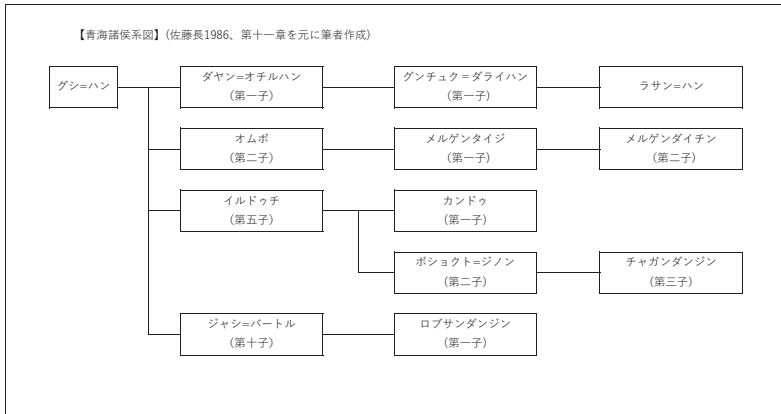
推測になるが、この境界画定は、チベット政権側の行動に不信感を抱いた清朝側が、チベット政権の支配する打箭爐と清朝支配領域との境界線を明確にするために提案・実行したものであったのではないか。つまり、この境界画定は、清朝側がチベット政権の清朝への態度を判定するための試金石だった可能性が考えられるのである。そしておそらく、実際に交渉を行った于養志と営官の間で妥協が成立したために、清朝側は公式には打箭爐を自己の領域であると言明し、チベット政権側は従来通り打箭爐の支配を継続するかたちとなったのではないだろうか。

また、こうした清朝の態度には、当時の打箭爐に対する清朝の見方が影響していたと考えられる。先行研究の指摘するように、当時の清朝にとって青海・チベットとの交渉窓口とは西寧であり、そこから康熙帝の側近たちがもたらす情報が清朝の政策決定に大きな影響を与えていた。これに対し、清朝が四川から青海・チベット情勢を探知しようとしていた様子はほとんどうかがえない。実際、ネンテイがラザン＝ハンによるサンギャエ＝ギャムツォ殺害事件について収集し得たのは、「ツァンの属下がリタンの方で、番（人）の衆の兵を準備しており、どこに行くかを知らない。また往来していく商売の衆を、調べることは甚だ厳しい。またラザンを待つという」との情報と、ラザン＝ハンが「ディバと不和であるために、ラザン自身の属下の衆を率いて、ツァンより離れて、現在青海の方のトゥルキン＝ウス⁵⁷の地に遊牧して住んでいた」という情報のみであった。続く九月一日に康熙帝に送った奏摺でも、ネンテイはチベット情勢を全く察知できず、康熙帝から「汝らが四川より知らせる消息はいつも皆大いに誤っていたのである」とまで言われている。つまり、当時の打箭爐は、清朝からは西寧のような軍事・情報収集拠点と見られてはいなかったのである。だからこそ、打箭爐は対外的には「内土司所轄の地」と主張されながらも、実際には大渡河を境界とする清朝域外の地として放置されていたのが実態だったといえるのである。

二、打箭爐は誰の手にあったか

ここで一度目を転じて、清朝支配下に入る以前の打箭爐の帰属についても触れておこう。上述のとおり、清朝は自らの公的な発言とは裏腹に、打箭爐までは支配の手を伸ばしていなかった。この点については先行研究の多くも承認するところであり、おおむねグシ＝ハンのチベット征服の過程で打箭爐を含むカム地域もその支配下に入ったとみなしている。手塚利彰によれば、カム地域は「当初はグシハンの貢納民 (albatu) で、一七二三年当時は左翼、右翼に分かれたグシハンの子孫たちの貢納民」であり、カム地域のかかなりの部分はチャガンダンジン・ロブサンダンジン・メルゲンダイチンの三者によって領有されていたが、カム南部のバタン (巴塘) だけはラザン＝ハンの所領であったという。^⑥

更に山田勅之は、『漢蒙蔵史略』に康熙初年にカム地域を席卷した青海ホシュート部のカンドウが「東はダルツェンド (dar rtse mdo) に至るまでを征服し」、その統治を任されることになったと述べている。すなわち、青海ホシュート部がカム地域を制圧したのは、このカンドウの征服のときであったと判明するのである。その後カンドウは独立勢力への道を歩み、最終的にグシ＝ハンの十子ジャシ＝バートルに討伐される。その所領であった中部カム地域は、カンドウの兄弟ボショクト＝ジノンによって継承され、翌年、カム地域に駐屯したジャシ＝バートルによってムリなどの地域の支配機構が再建されたという。^⑦つまり、カム地域の大部分はカンドウ没後、その遺領を継いだボショクト＝ジノンの子チャガンダンジン、カンドウを討ったジャシ＝バートル、そしてメルゲンダイチンの三者によって分割されていたのである。そして、康熙四十一年の「西爐の役」の善後措置の際、チャガンダンジンの身柄引き渡しにサンギェ＝ギャツォに要求されていることから、打箭爐はおそらく、「オイラト領」としてはチャガンダンジンの所領であったと考えられる。^⑧



【系図】青海諸侯系図

ただし、清朝側が康熙三十五年の境界画定から「西爐の役」に至るまで一貫してサンギェ＝ギャツォ率いるチベット政権中央を交渉相手としていることから、チャガンダンジンが打箭爐に対して直接支配を行っていたというよりは、チベット政権が打箭爐を支配し、そこからの税収をチャガンダンジンに納めていたのではないか。そして、現地でその業務を担ったのが営官だったのであろう。

そのように考えると、康熙三十八年に営官が「西爐の役」へと至る行動を開始した理由も理解できる。当時サンギェ＝ギャツォ率いるチベット政権は、清朝のみならず青海ホシュート部やラサの高僧達との関係も悪化し、政権は不安定化に向かっていった。さらに、青海諸侯は康熙三十六年に入朝し、清朝から爵位を与えられ、親清朝の姿勢を示し始めてもいた⁶⁴。万が一青海諸侯がチベット政権と敵対した場合、前述した「オイラト領」がチベット政権から分離することとなり、その中には当然打箭爐も含まれたはずである。チベット政権中央の動揺が、打箭爐の営官にこうした可能性を想起せしめた結果、「西爐の役」に至る行動を選択したのではないだろうか。つまるところ、「西爐の役」も当時の東部ユーラシア情勢の影響下に引き起こされた事件だったといえるのである。

では、こうした過程を経て清朝の直接支配下に組み込まれた打箭爐一帯とその社会は、「西爐の役」においてどのような影響を受けたのであろうか。次章では、打箭爐を取り巻く社会とひとびとが「西爐の役」という事件の中でどのように対応しようとしたかを取り上げていきたい。

3. 「西爐の役」、瀘定橋、そして打箭爐——清代辺境地域社会の一側面

前章でも述べた通り、「西爐の役」は、清朝が支配領域をカム地域へと拡大した大きな契機であった。では、打箭爐をはじめとするカム地域の社会や民衆は、この事件からどのような影響を受けたのであろうか。本章では、「西爐の役」勃発当時の四川地方官たちと在地勢力との関係、「西爐の役」後に建設された瀘定橋の建設、そしてその完成の際、打箭爐の現地有力者たちがとった行動から、「西爐の役」が地域社会に与えた影響を明らかにする。

一、岳昇龍と高一柱——武官と土司

本節では、「西爐の役」発生前後における清朝地方官と土司の関係性について考察を加える。まずは、「西爐の役」発生当初に在任していた四川巡撫于養志と四川提督岳昇龍の上奏を見てみよう。両者は岳昇龍が營官の行動を急報した後、互いに弾劾を行い、最終的に両者とも職を免じられる事態となった⁶⁵。このときの両者の主張、およびそれを調査した各官の報告中に、興味深い内容が含まれている。まずは四川巡撫于養志の上奏の一部を引用しよう。

四川巡撫于養志 四川提督岳昇龍の欺罔各款を疏參す。一、革職天全土司高一柱の賄囑を受け、帶罪護理せしむ。今高一柱、謀逆の重情を借稱し、土民高于岳等八人を專殺し、以て官民互訐を致す。臣行司もて提審せるも、提臣岳昇龍 密かに犯證を拘へて自ら審理を行

ひ、以て前愆を掩蓋せんと圖る。……⁶⁶。

ここで于養志は岳昇龍が天全土司すなわち天全六番招討使高一柱から賄賂を受け取り、高一柱の利益を図ったうえ、高一柱の起こした事件をもみ消したとしている。このことは、事件の審議を行った工部右侍郎羅察等の議覆でも言及されている。

工部右侍郎羅察等、原任四川巡撫于養志の提督岳昇龍を疏參せるの一案を審らかにするを奏す。査するに岳昇龍、邊疆大臣に係る。應に事務に謹任して皇上超拔の恩に報答すべきに、乃ち向に革職土司高一柱に面言して、我摺子を用いて啓奏し、爾をして戴罪護理せしめんとし、酬謝を希圖す。……俱に職任を玷けば、應に革職すべし……（下線部は筆者による）。⁶⁷

これに対し、岳昇龍はどのような罪で于養志を弾劾したのか。彼の上奏によれば次のとおりである。

四川提督岳昇龍疏言すらく、巡撫于養志、臣を疏參して打箭爐にて事を生じ兵を發すとなし、并べて列款して誣陷す。臣 査するに打箭爐各處地方、向に藏人の霸占に係る。撫臣 從前查勘するも、賄を受けて通同し、地方を侵佔せるを問わず、貿易を議するに止む。且今、詭謀して密かに藏番を買囑して撤兵せしめんと計り、仍りて經制の弁員を將て送りて藏番に與へて質となす。臣 また査するに、打箭爐の通商賣茶、撫臣 行私して自便し、毎年茶八十餘萬包を發し、私かに茶稅數萬兩を受く。現ま榮經縣に私票並びに各茶商の証すべきあり（下線部は筆者による）。⁶⁸

四川提督岳昇龍、巡撫于養志の凶殘儉刻・暴戾乖方・交結藏番・賄棄疆土・剝削商旅・苛虐土司・私收雜派・勒索屬員規禮・各種婪

賊の計十六款を密題す（下線部は筆者による）。⁶⁶

下線部に見えるように、岳昇龍側は于養志が「葺番」すなわちチベット側の営官と結んだことの非を鳴らし、康熙三十五年の会談について、于養志がチベット側から賄賂を受け取り妥協したとまでいうのである。そのうえ、于養志はチベット側に撤兵を求めるために贈賄し、清朝側の官員を人質として与えることさえしたという。

このように、両者は相手を弾劾する際、土司あるいは営官との結託を槍玉にあげている。于養志については実際に営官との結託が罪とされたのを確認できないが⁶⁷、岳昇龍が天全土司、すなわち天全六番招討使高一柱に対して便宜を図ったことは、康熙三十六年九月二十六日付の岳昇龍の上奏からも裏付けられる。岳昇龍が弾劾されたのは、この時の措置のことであろう。

この両者の弾劾合戦は、いったんは双方ともに革職されたとはいえ、最終的には岳昇龍の勝利に帰した。于養志はこの後浮かび上がることがなかったのに対し、岳昇龍は早くも康熙四十年には、「西爐の役」の功勞者でありながら病を理由に職を退いた唐希順に代わって四川提督の職に復したのである⁶⁸。その岳昇龍が康熙四十五年に行った上奏が以下である。

兵部 議すらく、先^き經^きに四川提督岳昇龍 疏言すらく、土司坦朋吉ト等 兵を領して同に打箭爐の賊に克てば、應に定例に照らして陞賞を優加すべしと。查するに渴瓦寺安撫使坦朋吉ト・天全招討使高一柱 俱に革職護理の員に係る。打箭爐を征するに功有れば、應に復た原職に還るを准すべし。それ董ト韓胡宣慰使雍中七立 從三品に係れば、應に署都督僉事を授け、宣慰使事を管せしむべし。それ天全副招討使楊自唐 正六品に係れば、應に宣慰使を授くべし。俱に敕印を給與せん。これに従ふ。⁶⁹

すなわち岳昇龍は、「西爐の役」に従軍した土司たちに褒賞を与えるこ

とを求め、それを受け入れさせたのである。しかもこの時対象となった土司の中には、天全招討使高一柱・湯瓦寺安撫使坦朋吉トという、岳昇龍が失脚する原因となった土司が含まれているにもかかわらず、彼ら同様「西爐の役」に従軍した冷邊・沈邊の二土司が含まれていない。冷邊土司は瀘河（大渡河）の三渡口を守備し、清軍が打箭爐へ入城した後は敵軍を偵察して周辺の土司を帰順させる働きをしており、沈邊土司は「西爐の役」に際して清朝に帰順して従軍したのであるから、この論功行賞にあずかってもよいはずである。

さらに、恩賞を受けた土司のうち、董卜韓胡宣慰使雍中七立・天全副招討使楊自唐は地方志に具体的な功績が詳述され、坦朋吉トも兵二千を率いて従軍したとされるのに対し、高一柱はわずかに「又征爐有功」の文字が見えるのみで、その功績の具体性に著しく欠ける。これらのことを勘案すると、やはり于養志が弾劾したように、岳昇龍と土司、特に高一柱との間の密接な関係を考えざるを得ない。カム地域およびそれに隣接する四川西部地域は、【地図 1】を一見してわかる通り、様々な集団が雑居する境界地帯であり、土司制度はそうした地域を中央政権が安定的に統治するために創出された制度であった。事実、打箭爐においても、清朝は当初明正土司に土司に関する業務を委任しており、それは清朝が直接支配を及ぼさずに境界地域の安寧を保とうという意図のもとでなされた判断であったろう。岳昇龍と高一柱との関係も、境界地域の治安維持を目的とする地方官と、自らの地位を保全したい土司の両者が相互利益を図った事例であるといえよう。そして、于養志と営官も同様の関係性を構築していた可能性はあったのではないか。「西爐の役」の勃発によって于養志と営官の共存関係は破綻したが、すでに述べた通り、営官の積極的行動がなければ、大渡河を境界と認識していた清朝があえて打箭爐への介入を志向した可能性は低かったと思われる。そう考えれば、営官と妥協しつつ自らの懐を潤して現状を維持しようとしたとされる于養志の行動も、境界地域の治安維持と土着勢力の地位保全という形で相互利益を図った事例のひとつといえるのではなからうか。

とはいえ、ここで挙げられた土司らはいずれも「西爐の役」以前の早い段階から清朝に帰順し、関係を持っていた土司たちである。すでに述べた通り、清朝は「西爐の役」を経て、大渡河以西、雅龍江にいたる広大な地域と、そこに住む人々を支配下に組み込むこととなった。そうした状況下、清朝は、あるいは地方官たちは、どのようにして彼らと向かい合ったのであろうか。次節からは、ネンテイ奏摺の記述から、こうした問題に光を当ててみたい。

二、瀘定橋の建設——奏摺と記念碑のあいだ

本節では、「西爐の役」後、大渡河にかけられた瀘定橋の建設過程について検討する。瀘定橋は、康熙四十四年に建設が開始され、康熙四十五年の完成に際しては、康熙帝が手ずから文章を記して与えた。これがすでに述べたところの「碑記」であり、そこに四川巡撫ネンテイの上奏が下記のように引用されている。

巡撫能泰 奏言すらく、瀘河三渡口 高崖夾峙にして、一水 流れに中りて雷轟矢激し、舟楫を施すべからず。行人 援索もて懸渡し、險莫 甚しきなり。茲に提臣岳昇龍と偕に相ひに形勢を度するに、化林營を距たること八十餘里にして、山址坦平にして、地名 安樂なるあり。擬するに即ち其の處にて鐵索橋に彷彿して規制建橋し、以て行旅に便ならしめん。

極めて簡潔で要を得た内容である。ところが、『康熙帝滿文奏摺』第四リールには、この上奏の原本と思しきネンテイの滿洲語奏摺が収録されている。この滿洲語奏摺と「碑記」に引用されたネンテイの上奏を比較してみると、多くの情報がこの「碑記」所載の上奏文からは削られていることがわかる。これを踏まえて、本節ではネンテイの滿洲語奏摺から、瀘定橋建設の動機とその過程を検討していきたい。

まずは、ネンテイが瀘定橋建設を建議した康熙四十四年五月三日付の

奏摺を見てみよう。

……化林坪から、打箭爐に送りやるのに、三渡口に土を盛り上げて、渡口の船を立たせれば、毎年六百九十一兩二銭の錢糧を必要とする。……

この立てた渡口の地では、春冬の水が少ない時に渡るのであれば苦勞すると言えどもなんとか渡ることはできる。夏秋に水が増えると、渡ることには大変苦勞するという。奴才我は郎中シュトゥラに書を託して、各地の形勢・風俗がどのようなところかを報告してほしいとって託したのに、シュトゥラが送ってきた書の内に、渡口の地は、奴才我の探訪させたのと全く異なるところはない。……

岳昇龍に逐一問うなら(岳昇龍が)告げること。戦で往来するのに、すべて竹を束ねて縄で編んで、鉄索橋のようにして渡ったのであった。……

二人の千総を化林坪の参将とともに共同で見に来ていといって遣わしたのであった。参将・千総らが一様に見たことには、水は急流であるので、普通の橋を架けることはできない。安楽というところに、鉄索橋をかけるならできる。ここに橋を架けるなら、(ほかの)あらゆるところでも、別の渡口から全く渡るところはないという。商人らが聞いてはなはだ喜び、志願して三百兩余りの銀を捐納したのである。税官らもまた各々一年の俸禄を捐納したのである。奴才我ら自身は、足りるかを見て援助して、力を合わせて一つの橋を架けたいという。橋のことが終われば、奴才我は渡口の錢糧を裁減して〔原档残缺〕地の官兵に、橋をどのように見張らせるべきかという点を、岳昇龍と共に連名で題本で上奏したいという……^⑧

すなわち、ネンテイの試算によれば、大渡河の三渡口^⑧の地に渡し船を置いた場合、毎年六百九十一兩二銭の錢糧が必要であった。これを踏まえて、ネンテイは打箭爐に派遣されていた郎中シュトゥラに渡河可能な

地点を調査させ、あるいは岳昇龍に聞き取りを行い、さらに化林坪の兵を追加で派遣して、架橋可能な安楽なる地を見出した。そこでネンテイは、商人たちから受けた捐納銀三百余両および打箭爐に派遣された税官らの捐納した一年分の俸禄を原資として、瀘定橋の建設に踏み切ったのである。

さて、ここで注目すべきは、ネンテイが渡し船を置いて架橋しない場合の費用を「毎年六百九十一両二錢」と具体的に見積もっていることである。まずこの見積もり自体が「碑記」中には記載されていないが、ネンテイは架橋が終われば「渡口の錢糧を裁減」して、「橋をどのように見張らせるか」を岳昇龍と連名で上奏したいと言っている。つまりネンテイが瀘定橋を提議した第一の理由は、渡し船を常設した場合にかかる費用の削減だったのである。このことは、後に提出された上奏でも「奴才我は渡口の錢糧を浪費させては、真に無益なこと^⑳と繰り返し強調していることから疑う余地はない。すなわち、現在も残る瀘定橋は、地方官による経費削減という極めて現実的な視点から建設されたのである。しかし結果として、この瀘定橋の架橋によって、四川と打箭爐、ひいてはカム地域の連絡は極めて容易となり、それに応じて商業貿易も盛んになったであろう。このことは、ネンテイ自身が「打箭爐に納哇・裡塘・乍丫・察木多などの地の番・蛮の衆があふれるほど来て商売する^㉑」と報告していることから明らかである。更に、ここで見える「納哇・裡塘・乍丫・察木多」は、任新建のいう「南路大道」「川蔵官道」であり、雍正『四川通志』中に見える唯一の四川-ラサ間の交通路である^㉒。この「南路大道」は康熙五十八年、ジュンガルに制圧されたラサへと進軍した定西將軍噶爾弼が通過したルートでもあった^㉓。さらにこの後、清朝は打箭爐から北方へと抜ける、任新建のいう「北路大道」、そして察木多から草原地帯を抜ける「草原の道」をも掌握することとなる。これらの交通路は四川-ラサ間の交通路として極めて重要な役割を果たすが、それらはみな打箭爐で合流しているのである。すなわち、清朝が「西爐の役」によって打箭爐を制圧したことによって、清朝は四川-カム地域

- ラサをつなぐ交通路の喉元を扼したのである。そして、急流で春冬の河水の乏しい時期にしか渡河できなかつた大渡河は、瀘定橋の建設によって年中通行が可能で、四川と打箭爐を結ぶ要衝となった。「西爐の役」と瀘定橋の建設は、清朝の支配の手が四川からカム地域、そしてチベットへと伸ばされる第一歩となると同時に、その後の打箭爐が貿易拠点として発展していく基礎ともなったのである。

三、ラマダンジン = ニダ——打箭爐のひとつの「戦後」

最後に、康熙四十五年十月二十五日付のネンテイの奏摺から、「西爐の役」後の打箭爐に住むひとつの動向をみてみよう。この奏摺は、瀘定橋（「瀘河の鉄索橋 / lu ho i selei futai kiyoo」）が完成したあと、ネンテイ自身が瀘定橋の見分に出向き、さらに足を延ばして打箭爐へ赴いた際の報告である。このときネンテイを出迎えたのは、「西爐の役」で殺害された明正長河西土司の妻であり、土司職を襲ったグンガ（工略）とその属民たる十三鍋荘、さらに木鴉などの土司らおよびその属下の小酋らであった。彼らは「暴虐な宮官を討ち滅ぼし」た清朝の恩に対する謝意を繰り返して述べ、清朝に対する帰順の姿勢を明確に示した。「西爐の役」の鎮圧によって、清朝が打箭爐周辺の土司を掌握したことを示す象徴的な光景である。

そして今一人、ネンテイを出迎えに現れたのが、「g'o zi 寺のラマ」と呼ばれるチベット仏教僧、ダンジン = ニダ (dan jin ni da もしくは danjin nida) である。彼の供述の内容は、「西爐の役」の異なる側面を明らかにする情報が含まれており、非常に興味深い。よってまずは、以下に彼の供述と、彼についてのネンテイの意見を引用しよう。

また g'o zi 寺のラマ、ダンジン = ニダが跪いて別に告げたこと。彼の身を先に重罪を得るために、彼を死罪に定めて、京城に連れて行ったときに、おそらく到着してすぐ殺されると思ったのであった。ところが思わざりき聖主自身は（世に）顕れた仏であるために、我の

死罪を免じて、我をまたもとの地に遣わすと伝えるべく勅旨を下すために、我は生きながらえることができたのである。そのときに所屬の大臣らに跪いて、私の誠心を出して告げて、伝えさせるべく上奏したこと。我は我のもとの地に至った後、三年のうちに必ず聖主の殺さなかった重い恩に、叩頭すべく来たいと言って上奏したのに、勅は彼のやや平穩となるのを見よと言った。我は今年の秋冬の時に、できれば自らの家畜、自らの路銀もて京城に聖主の恩に叩頭し馬を献ずるべくいきたいというとして重ね重ね奴才に告げたのである。……

今 g'o zi 寺のラマ本人は、十月十七日に自身を加えて七人、馬・騾馬合わせて十六頭、このうち主上に献上するチベットの仏像三体、馬十頭、氍毹十、徒歩にて成都に到着したのである。様子を見るに甚だ誠実である。……

また青海の地に通じていくタングトであった。g'o zi 寺のラマ、彼のもとの地に到着して以来、彼の口より常々聖主の殺さなかったところを、原籍の地の衆に喧伝して告げて回ることは、また彼の誠心というべきである。……

事情は甚だ誠実な声であるので、奴才我は岳昇龍とともに協議して、表文を与えて、路銀を与え騾馬を雇い、奴才我の家人一人が随行して、今月二十一日に、成都府から出発させた。⁹⁴

これによれば、ダンジン = ニダは「先に重罪を得」で「死罪に定め」られ、京城まで連行された人物である。本人も「到着してすぐ殺される」と思っていたところが、凶らずも助命され、「もとの地」に送還されたのである。彼の言う「もとの地」とは、ここでネンテイの出迎えに現れている以上、打箭爐としか考えられない。では、彼が「重罪を得」たのはいかなる理由によるのであろうか。本稿で縷々述べてきたように、打箭爐は「西爐の役」以前は清朝の手中にはなく、「西爐の役」以後この時に至るまでも、貿易を監督する税官が駐屯するだけであった。こうした状

況で、「死罪に擬され京城に送られ」るほどの大罪となりえ、かつ、京城から「もとの地に至った後、三年の内に」再び京城に「叩頭すべく」来たいというダンジン＝ニダの供述と時間的に合致するのは、やはり「西爐の役」である可能性が最も高い。おそらくは、『聖祖実録』康熙四十四年十月丁未の条に記載された康熙帝の論旨の中で言及される「俘獲喇嘛三人」のうち一人がダンジン＝ニダなのであろう。命を救われたダンジン＝ニダは清朝の措置に感激し、「常々聖主の殺さなかつたところを、原籍の地の衆に喧伝して告げて回」っており、ネンテイはその態度を評価して、理藩院に確認を取ったうえで、ダンジン＝ニダを京城へと送り出したのであった。

このダンジン＝ニダの行動とネンテイの対応自体は、さして大きな事件ではない。しかしながら、ダンジン＝ニダの当時の立場を考えてみると、「西爐の役」を経たのちの打箭爐社会の微妙な関係が浮かび上がってくるのである。前述のとおり、ダンジン＝ニダはおそらくは「西爐の役」において営官側に与し、清朝に反抗した人物である。「西爐の役」の激しさは、ダンジン＝ニダ自身を含むであろう営官側の僧侶らをして「彼の処僅かに女子を存し、丁壮殆ど尽く」といわしめるほどであったから、「西爐の役」で被害を受けた明正長河西土司グンガをはじめとする人々が、ダンジン＝ニダのような旧営官派に対して良い感情を抱いていなかったことは間違いないであろう。当時のダンジン＝ニダは、いうなれば周囲を敵に囲まれたような状況にあり、その立場は極めて微妙なものであったはずである。

しかしそれでも、ダンジン＝ニダはネンテイを出迎える場に姿を見せた。それも、明正土司はじめ土司たちと肩を並べている以上は、一度は死罪に擬された身でありながら、なおも打箭爐周辺で一定の地位・名望を有していたものと思われる。それはおそらく、ダンジン＝ニダが「西爐の役」で営官側に与しながらも、「g'o zi 寺のラマ」、あるいは寺廟の「長となったラマ」としての地位を維持していたからであろう。ダンジン＝ニダが京城に上るに際して、「自身を加えて七人」の人（つまり六人の侍

者)、「主上に献上する」ための「馬十頭」を含む「馬・驛馬合わせて十六頭」、そして「チベットの仏像三体」と「氍毹十」を用意していることから、ダンジン＝ニダがある程度の経済力を有する地位にあったことがうかがえる。つまり、「西爐の役」において営官の一派は清朝軍によってほぼ殲滅されたとはいえ、それを生き残ったダンジン＝ニダは、なお打箭爐で一定の地位を保っていたのである。おそらくダンジン＝ニダは、こうした状況下において、自らの身を守るために、「康熙帝が殺さなかった恩」を重ねて強調しつつ、ネンテイの打箭爐訪問に合わせて朝見を願い出ることによって、清朝への忠誠心を表明し、新たな支配者である清朝と、かつての敵である土司らの構築する新たな地域社会の中での生き残りを図ったのであろう。これは、「西爐の役」を生き延びた敗者であるダンジン＝ニダが、清朝支配のもとで再編される地域秩序の中で、勝者と共存していくための方策であったといえよう。そして、こうしたダンジン＝ニダと共に新たな支配者を出迎える「西爐の役」の勝者である明正土司もまた、新たな支配者である清朝側に与したことによって、清末まで続く「土司の領袖」としてこの地域に君臨していくことになるのである。⁸⁶

ここまで見てきた通り、「西爐の役」は四川-カム地域の間の境界地域における地域社会に大きな影響を与えていた。そもそも、「西爐の役」勃発に際して、本来協力して対処すべき四川巡撫于養志と四川提督岳昇龍が互いに相手を弾劾して失脚した背景には、四川とカム地域の境界地域における、地方官と土着勢力である土司との共存関係があった。

更に、「西爐の役」鎮圧ののちに着任した四川巡撫ネンテイは、経費削減を目的として、それまで清朝と打箭爐の境界となっていた大渡河に瀘定橋を建設し、清朝が四川からカム地域、そしてラサへと至る交通路の入口を掌握するきっかけをつくった。これはすなわち、「西爐の役」と瀘定橋の建設が、清朝がチベットへと支配の手を伸ばすための新たな経路を開拓する重大な契機となったことを意味する。

そして、新たに清朝支配下に入った打箭爐に足を踏み入れたネンテイが見たのは、清朝側について勝者とはなりつつも夫を殺害された明正土

司グンガと、営官側につきながらも生きのびたダンジン＝ニダという、「西爐の役」で敵対した両者が清朝官憲をそろって出迎えるという象徴的な光景であった。特に、清朝によって壊滅させられたはずの営官側勢力に与したダンジン＝ニダが、なおも現地で一定の勢力を有し、さらに清朝から受けた「重い恩」を喧伝することで清朝への忠誠を対外的に示す様子は、再編される地域秩序の中で、生き残った敗者であるダンジン＝ニダが、勝者である明正土司をはじめとする周囲と共存していく方法を模索する様子を明らかに示しているのである。

終わりに

以上、本稿では、これまで利用されてこなかった満洲語史料であるネンテイ奏摺を中心として、「西爐の役」を経て清朝が打箭爐を支配下に組み込んでいく過程とその実態を検討した。まず、満洲語史料を用いることによって、清朝は漢文史料に見える対外的な主張とは異なり、実際には打箭爐の東を流れる大渡河をもって清朝の支配領域と打箭爐の「境界」とみなしていたことを明らかにした。このことは、現地の土司たちの帰順年次からも裏付けられる。清朝は、「西爐の役」以前において、大渡河東岸までを掌握することで満足していたのである。

では、その打箭爐は清朝の手に落ちる以前、誰の手中にあったのか。それは青海諸侯の一人であるチャガンダンジンの領する「オイラト領」であった可能性が高い。おそらくは、チベット政権が派遣した営官を介して「オイラト領」からの税収をチャガンダンジンが受け取る構図が成立していたのではないかと推察される。そして、「西爐の役」前後におけるチベット政権、なかんずくサンギェ＝ギャツォに対する清朝をはじめとする周辺勢力からの信頼が失墜したことによる動揺が打箭爐にまで波及した結果が「西爐の役」であり、打箭爐もまた当時の東ユーラシア世界の情勢と深く連動していたといえよう。

このような背景で勃発した「西爐の役」は、地方社会の様々な側面を

浮き彫りにした。「西爐の役」勃発に際して対立した巡撫于養志と提督岳昇龍は、互いに相手が官官あるいは土司と結託していると主張し、少なくとも岳昇龍の側には実際にそうした様子があるがうかがえる。こうした状況は、辺境地域における地方官と土司による共存関係の具体例の一つとみなすことができよう。

その後、打箭爐から雅龍江までを支配下に組み込んだ清朝は、その象徴として大渡河にかかる瀘定橋を建設した。ネンテイ奏摺によれば、この瀘定橋は、後に建てられた記念碑のいうところとは異なり、経費の削減という極めて現実的な動機から建設されたものであった。しかし、この瀘定橋の建設によって、四川 - カム地域間の交通は利便性を増し、瀘定橋はのちに「西藏往来の要路」とまで呼ばれるようになる。そうした点で、瀘定橋の建設は、清朝が四川からラサへと向けて支配力を拡大していく直接的契機と評価すべき出来事であった。

そして、その瀘定橋の完成を機に、打箭爐に足を踏み入れた四川巡撫ネンテイが見たのは、「西爐の役」と新たな支配者である清朝の登場という激変の中で、必死に生き残りを図るひとびとの姿であった。「西爐の役」の勝者である明正土司グンガと、「西爐の役」の敗者であるダンジン = ニダが同時に清朝の代表者たる四川巡撫ネンテイを出迎え、更にダンジン = ニダが皇帝からの恩を切々と訴え出る有様は、新たな支配者のもとで生き残りを図る土着勢力の姿の表れであった。

結局のところ、「西爐の役」は、同時代の清朝が経験した様々な事件と比べれば、極めて小さな軍事的衝突であった。しかし、その背景には、清朝・モンゴル・チベットの三者の思惑が複雑に絡み合う東部ユーラシア世界情勢、そして現地の地方官憲と土着勢力の共存関係が影響しており、「西爐の役」における清朝の勝利もまた、局地的な影響と大局的な影響という二つの波紋を投げかけるものであった。すなわち、清朝支配下に入った打箭爐は、「西爐の役」の勝者と敗者が共存して新たな支配者を出迎えるという象徴的な光景とともに、明正土司を中心とする新たな社会秩序の建設へと向かっていく。そして、打箭爐および周辺の土司たち

を掌握した清朝は、そこから延びるチベットへの様々な交通路の入口を手に入れ、清朝 - チベット関係は、ここに新たな局面を迎えることとなるのである。

注

- ① 佐藤長 1986、782-797 頁。
- ② なお、本稿でたびたび言及する、康熙三十八年から四十一年にかけて行われた軍事衝突について、中国の研究者が「西爐の役」と呼称していることに従い、行論の便を図るため本稿でもその呼称を用いることとする。代表的かつ最新の研究としては、趙心愚 2017a がこの呼称を用いている。
- ③ Ahmad1970、226 頁および 228-229 頁。
- ④ Dai2009、36-63 頁。
- ⑤ 任新建 1985、127 頁・任新建 1988、113-114 頁・任新建 1995、70 頁。また、任は李范文の調査に基づき、「西爐の役」における一方の当事者であった営官について、康定県に「営官寨」として名を遺し、「西爐の役」の際に破却された饒蒂寺が営官の駐在した地であり、伝説によれば営官はカギユ派のラマで、グシ＝ハンがボン教を擁護した白利土司を滅ぼした後、現地統治に利用するため「義子」とした人物であるともいっている。任新建 1995、82-83 頁。
- ⑥ 呉吉遠 1994、69 頁。呉吉遠 1995、31 頁。更に、多杰才旦主編 2005 もこの「西爐の役」（多杰才旦主編 2005 では「打箭爐の役」と呼称）を取り上げ、清朝はこの事件の鎮圧をもって「打箭爐は清朝によって直轄された」としている。多杰才旦主編 2005、380 頁。
- ⑦ ただし、趙の行論には結論ありきとも思える部分も多く、軽率に従い難い。特に「西爐の役」を青海ホシュート部の動向と関連付けていながら、近年の青海ホシュート部に関する研究を参照した形跡が見えないのは大きな問題である。「西爐の役」前後の時期における青海ホシュート部の動向については、石濱裕美子 2001、山口瑞鳳 2006、岩田啓介 2009、池尻陽子 2013 等の先行研究を参照。
- ⑧ 同上、85 頁。打箭爐が青海の統制下、すなわちオイラト領であった点については、手塚利彰 1999、60 頁および任新建 1985 を参照。
- ⑨ 山口前掲書、86 頁。
- ⑩ 柳静我 2013、1-2 頁。
- ⑪ 『聖祖実録』卷九十、康熙十九年五月辛丑の条。「刑部右侍郎馮甦疏言、請遣能員、赴打箭爐地方、偵賊情形。仍移書達賴喇嘛、令勿納殘賊入其境内。議政

王大臣等會議、達賴喇嘛處、當吳三桂叛時已經遣諭、無庸再遣。打箭爐地方、應移文四川總督令選賢能人員、不時偵探防禦。上諭、打箭爐等處地方、應選堪用之員、如拉篤祐其人者遣往彼地、不時偵探。」

- ⑫ 雍正『四川通志』卷十八、邊防下、打箭爐の条、乾隆『雅州府志』卷之十、籌邊の条。なお、趙心愚 2017a・b は、後に取り上げる『聖祖實録』卷六十六、順治九年七月辛卯の条の記事に、四川西部からカム地域一帯の土司が清朝に明の印信を献上して帰順した記事が見え、そのうちのちに打箭爐を管轄した明正土司が含まれることから、このときをもって打箭爐が清朝に帰順したとするが、ここではひとまず措く。
- ⑬ 『聖祖實録』卷一百五十三、康熙三十年九月丁卯の条。「至是、達賴喇嘛遣使德木本爾囊素、至疏言、……又述達賴喇嘛口奏云、……四川打箭爐地方、今青海扎什巴圖爾台吉、領兵駐防、非有異念、今俱已撤歸矣」。ジャシ＝バートルは当時唯一存命していたグシ＝ハンの子であり、青海ホシュートの長老格であった。当時のチベット＝ハンであるグライ＝ハンはグシ＝ハンの孫世代である。佐藤長 1986、384 頁。
- ⑭ このことから、以後、本稿では史料上にグライラマの発言として現れるものでも、サンギェ＝ギャツォによるものとして取り扱う。グライラマ 5 世の死とその隠匿、およびそれを主導したサンギェ＝ギャツォの動向と当時の状況については参考文献に挙げた関連する諸研究を参照。
- ⑮ 『聖祖實録』卷一百五十八、康熙三十二年二月己丑の条。「達賴喇嘛疏言……至打箭爐等處地方、在漢與土伯特之間。奉皇上勅旨云、土伯特行商者、無用其止之。是以、土伯特仍照前行漢人地方、雖有妄爲之事、如發蒙古前往、恐不當聖心、是以未經遣發。……勅諭達賴喇嘛曰……爾喇嘛又奏打箭爐交市之事、殆欲屯戍之意也。今天下太平、並無一事。爾喇嘛與我朝往來通使、歷有年所、何嫌何疑。爾喇嘛如設立駐防、我內地必量增戍守、中外俱勞。況內地兵丁、約束甚嚴、非奉朕旨、何敢私出邊境。爾喇嘛、但須嚴禁屬下、不使妄行、有何罣之可開。戍兵之設、似無用也」
- ⑯ 『聖祖實録』卷一百七十六、康熙三十五年九月癸亥の条。「四川巡撫于養志疏言、臣遵旨會同烏思藏喇嘛營官等、查勘打箭爐地界。自明季至今、原係內土司所轄之地、宜入版圖。但番人藉茶度生、居處年久。且達賴喇嘛曾經啓奏、皇恩准行、應仍使貿易番人之事、應行文達賴喇嘛、使曉諭營官、遵行管理。關係土司之事、著土司管理、勿致生事」。
- ⑰ Ahmad 1970 では、この人物について、喋吧を sDe-pa、昌側集烈を Ch'ang-t's'e chi-lich と復元し、後者は名前ではなく称号ではないかと、疑問を残しつつも述べ

- ている。Ahmad 1970、228 頁。
- ⑱ 『聖祖実録』卷一百九十四、康熙三十八年七月庚辰の条。「四川提督岳昇龍疏言、打箭爐原係本朝版圖、竟被烏思藏強行侵占。康熙三十五年、欽差兵部郎中金圖等、會同四川巡撫于養志查勘後、仍霸踞如初、吞占蠻地數千里、侵奪番民數萬戶。又在木鴉、私造銃炮、屯聚糧草。因臣化林營兵單汎廣、移參將駐防。不意彼處喋吧昌側集烈等、擅發蠻兵數千、占住河東擦道・若儀等堡、不放客商來往。……」
- ⑲ 『聖祖実録』卷一百八十八、康熙三十七年六月丁巳の条。「改四川梁萬營參將為化林營參將、移駐化林。化林營原設守備改為中軍守備。撥梁萬營千總二員、把總三員、馬步兵三百七十五名、歸併化林營。梁萬營存守備一員、把總一員、馬步兵二百名。從四川提督岳昇龍請也。」
- ⑳ 注⑱前掲『聖祖実録』同条。「……臣一面禁阻茶烟米布、一面密遣臣標中營守備李成瑛帶領官兵五百名、前往化林營貼防。臣已備咨督撫會商、乃撫臣于養志、私遣筆帖式額爾濟圖等、往來調停、不使臣與聞。並擅止臣所遣防兵。益見私通外番情迹。」
- ㉑ 『聖祖実録』康熙三十八年五月丁亥の条。「四川巡撫于養志疏報、打箭爐原係內地土司邊界。自康熙三十五年勘明地界以來、甚屬相安。今因化林坪接壤西域設汎添兵、乃擦道等處蠻蕃、忽生狡變。事關邊情、理應文武會商、而提臣岳昇龍剛愎自用、並不使臣與聞遽行。調遣官兵、阻遏商旅、禁絕茶米、以致軍民惶惑。」
- ㉒ 『聖祖実録』卷一百九十八、康熙三十九年三月庚子の条。「刑部等衙門會題、……得旨、……其營官占據打箭爐事情、亦著俟該督將營官嚴死蛇蜡啞吧之案察明到日、一併議奏。」
- ㉓ 同上条。
- ㉔ 注⑱前掲『聖祖実録』同条。「庚辰。命兵部尚書席爾達署理四川陝西總督事。」
- ㉕ 唐希順の着任時期については正確な記録を見いだせないが、『聖祖実録』卷一百九十七、康熙三十九年正月壬子の条において「四川巡撫・提督、已經補授、于養志・岳昇龍即離任赴西安。其本内事情、著該督審明具奏」とあることを見るに、于養志・岳昇龍の互参を審理するために両者を西安が召喚される段階で唐希順が四川提督に「補授」されたとみるのが自然であろう。あるいは後述する清朝軍の具体的な行動が康熙三十九年十月己巳から開始されるのは、その前後によく唐希順が現地入りしたことを示すのかもしれない。
- ㉖ 『聖祖実録』卷一百九十九、康熙三十九年六月辛卯の条。「敕諭第巴等曰、邊境向有定處。爾縱放營官喋吧昌側集烈、將四川打箭爐内土司蛇蜡啞吧居住地方、

恃強盡行霸占、漸次侵踞河東烏泥・若泥・凡州三處、潛有窺伺嘉慶・擦道之意。又因內土司蛇蜡啞吧漏言、遂致於死。種種狂悖、實難假假。川陝總督席爾達已經具題、據此豈非爾私示所屬人等、侵犯邊境生事。邊境地方、豈可讓與寸地。此等事情、爾俱違悖妄行。敕旨一到、將漸次侵占打箭爐及版圖內土司地方、俱著退還。打死內土司蛇蜡啞吧之營官、即拏解送。不然、生事之罪、歸與爾身、彼時悔之不及矣。」

- ⑳ 『聖祖實錄』卷一百九十九、康熙三十九年六月辛未の条。「辛未。署四川陝西總督禮部尚書席爾達題、明正長河西土官蛇蜡啞吧、被喇嘛營官喋吧昌側集烈打死、應敕第巴拏解。並將化林營移駐打箭爐、以資彈壓。部議、如所請。從之」
- ㉑ 『聖祖實錄』卷二百一、康熙三十九年十月己巳の条。「兵部議覆、署四川陝西總督禮部尚書席爾達疏言、臣等遵旨將化林營移駐打箭爐。據該營詳稱、官兵渡瀘河之西、不意爐番甚為狂悖、將修路之兵丁殺死、拆毀偏橋、阻截官兵。又探得在木鴉等處抽兵、有欲搶奪沿河一帶之信。隨咨商四川提督唐希順、暫為巡防、以取進止。查爐番抗拒、應行文商南多爾濟・副都統阿南達、令其轉行第巴、將殺死兵丁・拆毀偏橋之番蠻、速行查拏解送。并令提督唐希順親領兵丁、巡查固守三渡口、不致截斷我兵後尾。如不將罪犯解送、仍前妄行、及侵犯沿河地方、即行奏聞。俟命下進剿。得旨、依議速行。」ただし、ここで「瀘河」として言及されているのは大渡河のことである。後掲注㉒と共に、この時代の史料では大渡河を瀘河と呼称している例が多いが、後述するように三渡口を有するのは瀘定橋が建設される大渡河であった。

また、このときサンギェ = ギャツォへの通達を任されたシャンナドルジが康熙帝の側近として重要な役割を果たしたことについては承志 2008 と池尻陽子 2012 を、シャンナドルジの満洲語奏摺の紹介とその内容の検討については楠木賢道 2006・2008 と楠木賢道他 2006 を参照。

- ㉒ 『聖祖實錄』卷二百二、康熙三十九年十一月丁巳の条。「四川提督唐希順題、本標下三營、請照各省提督例添為五營。并標下遊擊・守備等官、照四川松潘等處題補。兵部議、不準行。得旨、四川地屬緊要。唐希順標兵、著添給。其所請題補標下官員、照所請行。」
- ㉓ 『聖祖實錄』卷二百二、康熙三十九年十一月戊午の条。「署四川陝西總督吏部尚書席爾達題、准四川提臣唐希順咨稱、烹壩已被爐蠻侵占、輒敢渡河、不但侵犯擦道、意在斷我官兵歸路。又准四川撫臣貝和諾咨、據化林營參將李麟等詳稱、將來取爐、非三路進兵不可。三路齊進之外、更宜另撥官兵。一路由寧番、一路由魚通、一路由寧越、則渠魁亦可擒獻。臣思爐蠻如此狂悖、提臣唐希順已經親至化林營汛、抽調各鎮營官兵、應否直前剿逐擒拏渠魁。密題請旨。得旨、著將

- 荊州滿洲兵二千發往。四川將軍莽奕祿年老、著鎮守地方副都統二員領兵前去。再著理藩院侍郎滿丕、自京馳驛、前往統領、與提督唐希順商酌行事。這所發之兵、每名賞銀二十兩、整理器械。到成都之日、其口糧、酌量路程支給、勿致遲誤。其糧餉、著巡撫貝和諾料理。現今應作何行事之處、著唐希順相機而行勿致失機。」
- ③① 『聖祖實録』卷二百三、康熙四十年二月乙丑の条。「奉差打箭爐督師理藩院侍郎滿丕・四川提督唐希順疏報、康熙三十九年十二月二十日、臣等分兵三路攻打箭爐、殺蠻兵五千餘人、斬磨西營官喋吧昌側集烈及大岡營官籠送等。」
- ③② 『聖祖實録』卷二百三、康熙四十年二月丙戌の条。「四川提督唐希順疏報、正月十三日臣抵打箭爐、有商民・喇嘛・番民等歸順。又有木鴉頭目錯王端柱等、首先歸順。今來附者、共一萬二千餘戶。賞給銀幣鞍馬、令其各回安業。」
- ③③ 『聖祖實録』卷二百七、康熙四十一年正月丙午の条。「命喇嘛達木巴色爾濟・郎中舒圖・員外鐵圖等、往打箭爐地方監督貿易。論曰、爾等至彼、即將奉差情由移文第巴。須文辭明悉、令彼速遣大喇嘛來監督貿易。倘若遲滯、將我等撤回永遠、不得貿易矣。……」
- ③④ 『康熙朝滿文朱批奏摺』第四リール、案卷号 272、能泰 - 軍務 - 防務、541-580 コマ。ただし、後述するように、彼らのもたらず情報は康熙帝を満足させるものではなかった。
- ③⑤ この時に帰順した土司への対応と任官については『聖祖實録』卷二百八、康熙四十一年閏六月甲午の条・卷二百七、康熙四十一年閏六月辛丑の条・卷二百十、康熙四十一年十二月癸巳の条・卷二百十二、康熙四十二年四月丙戌の各条を参照。
- ③⑥ 『世祖實録』卷六十六、順治九年七月辛卯の条。「辛卯。天全六番・烏思藏・董卜・黎州・長河西・魚通・寧遠・泥溪・蠻彝・沈村・寧戎等土司、各繳前朝敕印以降。」なお、本文で言及しなかった土司のうち、泥溪・蠻彝は叙州府属（雍正『四川通志』卷十九、土司の条）であり、寧戎は詳細が不明である。
- ③⑦ 雍正『四川通志』卷二十二上、兵制、駅伝の条に「南路現設驛傳自武陽驛起至越嶲衛止共十二站」のひとつとして「沈村驛。在打箭爐東。東至清溪縣泥頭驛七十里。西至烹壩驛七十里。康熙四十一年、調東路站」と見え、次の烹壩驛と合わせ、大渡河の渡口として雍正『四川通志』卷三十九、藝文、御製、聖祖仁皇帝御製瀘定橋碑記の条に「曰沈村、曰烹壩、曰子牛、皆瀘河舊渡口、而入打箭爐所經之道也」と見える（ここで「瀘河」といつているのは康熙帝の誤り。注②⑧及び後掲【地図 1】にみえる瀘定橋の位置を参照）。この瀘定橋碑記については後述する。
- ③⑧ 雍正『四川通志』卷十九、土司の条。明正土司がこれらの名を冠するように

なった経過については、任新建 1985 も参照。

- ③⑨ 趙心愚も、この記事の紀年をもって打箭爐の土司が清朝に帰順したとしている。趙心愚 2017a、62 頁。また、多杰才旦主編 2005 でも、康熙三十二年のサンギェ = ギャツォからの要請の意図を「清朝に対する打箭爐一帯の割譲要求であった」として、康熙三十二年時点で清朝が打箭爐を領有していたとみならず記述がある。多杰才旦主編 2005、379 頁。
- ④⑩ 雍正『四川通志』卷十九、土司の条・乾隆『雅州府志』卷之十一、土司の条・乾隆『打箭爐志略』土司の条・嘉慶『四川通志』卷九十七、武備志十六、土司二の条。なお、趙心愚 2017a は雍正『四川通志』の記載を引き、このときをもって明正土司が打箭爐に駐扎することを許されたとしているが、原文は「康熙五年歸誠、仍授原職。請領宣慰司印信一顆・號紙一張。至工喀駐劄打箭爐」であり、「西爐の役」において夫が殺害されたために土司職を継いだ工喀に至って打箭爐に駐扎したことを示すのであって、これを康熙五年のこととするのは誤読である。趙心愚 2017a、66 頁。
- ④⑪ 注①前掲条参照。
- ④⑫ 『聖祖実録』卷一百九十四、康熙三十八年七月庚辰の条。「四川提督岳昇龍疏言、打箭爐原係本朝版圖、竟被烏思藏強行侵占。康熙三十五年、欽差兵部郎中金圖等、會同四川巡撫于養志查勘後、仍霸踞如初、吞占蠻地數千里、侵奪番民數萬戶。」
- ④⑬ 『聖祖実録』卷一百九十八、康熙三十九年三月庚子の条。「刑部等衙門會題、工部右侍郎羅察等、察審原任四川提督岳昇龍、揭參原任巡撫于養志一案。查于養志、係邊疆大臣、私將驛馬撥給裏藏餽送禮物之人。又打箭爐土司蛇蜡喳吧地方、被營官占居、不行奏明」
- ④⑭ 『聖祖実録』卷一百九十九、康熙三十九年六月辛卯の条。「敕諭第巴等曰、邊境向有定處。爾縱放營官喋吧昌側集烈、將四川打箭爐內土司蛇蜡喳吧居住地方、恃強盡行霸占。漸次侵踞河東烏泥・若泥・凡州三處、潛有窺伺嘉慶・擦道之意。」なお、ここで挙げられる「凡州」を、趙心愚は雍正『四川通志』卷十八、邊防下、打箭爐の条の記載に従い「嵐州」の間違いでであろうとしている。趙心愚 2017a、66 頁。
- ④⑮ 以下、滿洲語奏摺の引用に際して、その転写方式はメルレンドルフ式で行い、原文書が汚損などによって読解困難な場合には「[原档残缺]」、汚損部分の一部から原文を推測して復元した場合は復元した内容を「<>」、原文の塗抹は取り消し線、原文に書き加えられている部分は「{+}」、筆者が補った語句は「()」の内

満文朱批奏摺全訳』207頁、412に訳文があり、翻訳に際して適宜参照した。

- ④⑥ 『康熙朝満文朱批奏摺』第五ルール、案巻号 386、満丕 - 軍務 - 人事、1289-1291 コマ。「gulu lamun i monggo<i> gūsai golo be dasara jurgan i ashan i amban bihe [原档残缺] <da jian> lu i cooha baci wesimbuhe. fulgiyan fi pilehe jedz juwe. cohotoi wasimbuha fulgiyan fi araha hesei bihe emke.. hese. ashan i amban mampi de wasimbuha. sini genere fonde. musei cooha jecen be tucikei tabcilame yabu seme narhūšame tacibuha bihe. te tidu tang hi šūn se. da [原档残缺] <jian lu> be gaihabi. esei cooha neneme tabcin sindahakū [原档残缺] <be aika toktome?> wajici. si isinafi uthai hese bihe seme [原档残缺] <tabcin?> sindaci niyalma i gūnin be ambula ufarara de isinambi.. erebe ambula olhošorakū oci ojarahū. ereci amasi aikabade Julesi yabure ba baci acara be tuwame yabure ci tulgiyen emgeri toktobuha babe ainaha seme nenehe hese seme yabuci ojarahū. erei jalin ekšeme hesei bihe be arafi giyamulame hahilame [原档残缺] <wasimbuhe..> elhe taifin i dehici aniya aniya biyai orin ninggun..」
- ④⑦ おそらく、注③前掲の『聖祖実録』巻二百三、康熙四十年二月乙丑の条に見える、康熙三十九年十二月二十日付の疏報の原奏摺がこの論旨と共に下された奏摺だったのではないかと思われるが、残念ながら管見の限り現存するマムピの最も古い満洲語奏摺は本奏摺である。
- ④⑧ 『康熙朝満文朱批奏摺全訳』がその表題にもかかわらず『康熙朝満文朱批奏摺』の全体を漢訳したものではなく、その訳文などにも問題があることはすでに先行研究が指摘するところである。一例として、楠木賢道がその重要性を指摘した「康熙帝の側近」シャンナンドルジの奏摺群も、ネンテイの奏摺と同じく『康熙朝満文朱批奏摺全訳』に一切収録されていない档案群である。楠木賢道 2006・2008、楠木賢道他 2006 を参照。また、白進良 2003・2005 はその漢訳について修正すべき点を指摘し、烏雲畢力格 2007 にいたっては『康熙朝満文朱批奏摺全訳』に対して「原文を参照しなければ、利用に堪えない」という厳しい評価を下している。烏雲畢力格 2007、163 頁参照。
- ④⑨ 『康熙朝満文朱批奏摺』第四ルール、案巻号 274、能泰 - 建設 - 道路工程、647-649 コマ。「da jiyān lu i emu ba. neneme amba muru hūwa lin ping ni lu he ci ebsi. ba na i hafasa hūlhikan i jecen obuha bihe. lu he i cara. yooni ing guwan se tehebihe. enduringge ejen ere babe umesi getukelere jakade. te lu he be dulefi. ilan inenggi on i dubede. da jiyān lu i beye de. hesei takūraha. baita icihiyara cifun gaire hafasa/ tehebi. da jiyān lu ci casi ilan

tanggũ funcere bai jecen i dube. ya lung giyang ni bade. cifun gaire hafasa.
wesimbufi ninggun giyamun ilibuhabi」

- ⑤⑩ 前掲注⑳・㉑、後掲注㉒・㉓参照。
- ⑤⑪ ここに言う「税官」とは、注③前掲『聖祖実録』卷二百七、康熙四十一年正月丙午の条に見える「喇嘛達木巴色爾濟・郎中舒圖・員外鐵圖等」を指す。このうち「郎中舒圖」は、注④前掲の満洲語奏摺 650 コマに「郎中シュトゥラ / icihiyara hafan šutu se」と見え、後述する瀘定橋建設に際して現地調査の報告を送っていることからこのことが裏付けられる。
- ⑤⑫ 雍正『四川通志』のみは沈邊と並んで康熙四十九年帰順とするが、これはおそらく沈邊土司が康熙三十九年に帰順したことを誤って記載したうえ、それを冷邊にも適用したという二重のミスを想定せざるを得ない。さもなければ、清朝が「西爐の役」によって打箭爐から雅龍江までの土司からの帰順を受け入れておきながら、より四川に近く、「西爐の役」にも従軍した冷邊・沈邊の二土司がその後なおも清朝に帰順していなかったという矛盾が生じるからである。逆に、冷邊土司が順治九年に帰順したことをそのまま沈邊にも適用しているのが嘉慶『四川通志』であり、結局、両土司の正確な帰順年次は、乾隆年間に編纂された『雅州府志』『打箭爐志略』に記載するところの「冷邊：順治九年」「沈邊：康熙三十九年」とするのが合理的であるように思われる。なお、任新建によれば、明正土司に冠される「寧遠」は冷邊土司所在の地域であり、冷邊土司はグシ＝ハンのカム地域征服によって大渡河以西の土地を失ったために民となっていたものが大渡河以東の土地のみを安撫されたものという。任新建 1985、125-126 頁を参照。
- ⑤⑬ 注⑱前掲条。
- ⑤⑭ 任新建 1985、126 頁・趙心愚 2017a、66 頁・鄭少雄 2016、96 頁。および、『聖祖実録』卷二百二、康熙三十九年十一月戊午の条。「署四川陝西總督吏部尚書席爾達題、准四川提臣唐希順咨稱、烹壩已被爐蠻侵占、輒敢渡河、不但侵犯擦道、意在斷我官兵歸路。」
- ⑤⑮ 承志 2009、92 頁。
- ⑤⑯ 『聖祖実録』卷一百七十四、康熙三十五年六月乙酉朔の条には「命理藩院檄青海薩楚墨爾根台吉等、諭以噶爾丹敗逃。及達賴喇嘛、已死九年。第巴匿之、假其言誑誘噶爾丹、作亂之故。」とあり、さらに同書卷一百七十五、康熙三十五年八月甲午の条にも「……遣往噶爾丹使人羅墨厄木齊等被擒、皆言達賴喇嘛歿已九年矣。……朕思、達賴喇嘛若存、決無此等事。明係達賴喇嘛亡後。……」とあるように、少なくとも打箭爐の境界画定以前に清朝側はドライラマがすでに

- 亡いという情報を得ていたことは間違いない。なお、正式にチベット側からダライラマの死が公表されるのは康熙三十六年のことである。岡田英弘 2013、176・258-267 頁、山口瑞鳳 2006、73-77 頁等も参照。
- ⑤7 西寧に駐屯し、清朝の意思決定に重要な役割を果たしたシャンナンドルジの活動については楠木賢道 2006・2008、シャンナンドルジを含む西寧に駐屯した康熙帝の側近たちが相互に監視し合っていたことは承志 2009、88-92 頁を参照。
- ⑤8 『康熙朝滿文朱批奏摺』第四リール、案卷号 272、能泰-軍務-防務、544-45 コマ。「dzang ni harangga litang ni ergi, fan i urse cooha be belhefi. absi genere be sarakû. geli amasi julesi yabure hūdai urse be. baicarengge umesi cira. baicarangge umesi cira. geli ladzang be aliyambi sembi. geli daci dzang ni bade tehe dalai han i jui ladzang. diba i emgi acarakû ofi. ladzang ni beye ini harangga urse be gaifi. dzang ci aljafi ne huhu noor i ergi turkin usu i bade mukteme tehebi sembi.」
- ⑤9 同上、579 コマ。「suweni sy cuwan ci boolara mejige gemu ambula tašarahabi.」
- ⑥0 ただし、手塚がオイラト領の分析に用いた史料はおおむね漢文史料であり、本稿が主題とする打箭爐については、『衛蔵通志』によってオイラト領であることを言及するにとどまっている。手塚利彰 1995、47 頁・56-66 頁。
- ⑥1 山田勅之 2015、80 頁および同頁注①。また、このカンドウをめぐる問題を論じた研究として、ほかに隋浩昀 1996 や青格力 2014 があり、特に後者は山田勅之 2015 に先行してカンドウ問題を詳細に再検討したものとして重要である。なお行論にあたって、山田勅之 2015 にひく『漢蒙蔵史略』については、青格力編 2014 に抄録される阿芒・貢却群派著、貢巴才讓訳 1988、101 頁を参照した。
- ⑥2 青格力 2014、310-311 頁。ボショクト = ジノンのカンドウの兄弟である点については佐藤長 1986、461-464 頁も参照。
- ⑥3 『聖祖実録』卷二百七、康熙四十一年正月丙午の条。「達木巴色爾濟又奏曰、倘第巴不將厄爾德尼濟農解至、則臣不令其人貿易。濟隆土土克圖與青海人、係我朝之人。令其照常貿易。上曰、俱令照常貿易。」
- ⑥4 山口瑞鳳 2006、76-81 頁、岩田啓介 2009、58-60 頁。
- ⑥5 『聖祖実録』卷一百九十八、康熙三十九年三月庚子の条。
- ⑥6 『聖祖実録』卷一百九十三、康熙三十八年五月丁亥の条。同日には于養志が前年岳昇龍が行った化林坪への増兵措置を弾劾する上奏も提出されている。「四川巡撫于養志疏參四川提督岳昇龍欺罔各款。一、受革職天全土司高一柱賄囑、令帶罪護理。今高一柱、借稱謀逆重情、專殺土民高于岳等八人、以致官民互訐。臣

行司提審、提臣岳昇龍密拘犯證自行審理、以圖掩蓋前愆。……」

- ⑥7 『聖祖實録』卷一百九十八、康熙三十九年三月庚子の条。「工部右侍郎羅察等、奏審原任四川巡撫于養志疏參提督岳昇龍一案。查岳昇龍、係邊疆大臣。應勤任事務報答皇上超拔之恩、乃向革職土司高一柱面言、我用摺子啓奏、令爾戴罪護理、希圖酬謝。……俱玷職任、應革職……。」
- ⑥8 『聖祖實録』卷一百九十四、康熙三十八年閏七月庚子の条。「四川提督岳昇龍疏言、巡撫于養志、疏參臣為打箭爐生事發兵、并列款誣陷。臣查打箭爐各處地方、向係藏人霸占。撫臣從前查勘、受賄通同、不問侵占地方、止議貿易。目今、詭謀密計買囑藏番撤兵、仍將經制弁員送與藏番為質。臣又查、打箭爐通商賣茶、撫臣行私自便、每年發茶八十餘萬包、私受茶稅數萬兩。現有榮經縣私票并各茶商可証。」
- ⑥9 『聖祖實録』卷一百九十七、康熙三十九年正月壬子の条。「四川提督岳昇龍、密題巡撫于養志凶殘檢刻・暴戾乖方・交結藏番・賄棄疆土・剝削商旅・苛虐土司・私收雜派・勒索屬員規禮・各種婪贓計十六款。」
- ⑦0 注⑥8所引の『聖祖實録』同条の記載によっても、官宮あるいは打箭爐との関係に関する于養志の罪状は「また打箭爐土司蛇蜡喳吧地方、營官に占居せらるるも奏明を行はず、因りて岳昇龍に搦参されるも、始め岳昇龍の行ふ所の事件を將て搦参するは、殊に職任に玷ければ、應に革職すべし」とあるのみで、官宮との通謀は問題とされていない。『聖祖實録』卷二百十六、康熙四十三年七月庚申の条によっても、于養志は「贓銀未だ完うせざ」るをもって「黒龍江に發」されたのみであるので、おそらくこの罪状は真偽が確定できないために不問とされたのではないか。
- ⑦1 『康熙朝漢文朱批奏摺匯編』第一卷、26-27頁所収、康熙三十六年九月二十六日付、「四川提督岳昇龍奏請寬処董卜叩案内有関土司事摺」。この董卜韓胡宣慰使の訴えによる事件が審理された結果、涂禹山（汶川县城南）に治所を置く加渴瓦寺安撫使坦朋吉卜と共に高一柱も革職されることとなったが、岳昇龍の上奏によってなお原職を護理せしめることとされた。加渴瓦寺安撫使の治所については龔蔭 1992、226頁を参照。
- ⑦2 『聖祖實録』卷二百六、十月戊辰の条。
- ⑦3 『聖祖實録』卷二百二十五、康熙四十五年四月乙未の条。「兵部議、先經四川提督岳昇龍疏言、土司坦朋吉卜等領兵同克打箭爐賊、應照定例優加陞賞。查渴瓦寺安撫使坦朋吉卜・天全招討使高一柱、俱係革職護理之員。征打箭爐有功、應准復還原職。其董卜韓胡宣慰使雍中七立、係從三品、應授署都督僉事、管宣慰使事。其天全副招討使楊自唐、係正六品、應授宣慰使。俱給與敕印。從之。」

- ⑦④ 乾隆『雅州府志』卷之十一、土司、冷邊土司、功績の条および乾隆『打箭爐志略』、建置の条。
- ⑦⑤ 乾隆『雅州府志』卷之十一、土司、沈邊土司の条および乾隆『打箭爐志略』、建置の条。
- ⑦⑥ 雍中七立については、乾隆『雅州府志』卷之十一、土司、木坪土司、功績の条に「康熙三十九年、營官猖獗、竊距西爐。雍中七立率土兵一千、自裹餼糧、攻取瓦上、破大岡一路。爭先奮勇、首進西爐。清還世職、并招撫拉滾・咱哩・沙卡等處安撫・副使・千・百戸五十六員。又撥土夫千名、赴猴子坡、背運軍糧。事平、議叙行加署都督僉事・管宣慰使司事」とある。楊自唐については、嘉慶『四川通志』卷百五十三、人物十一、國朝十一、雅州府、天全州の条に、「揚自唐。……打箭爐外蠻人爲亂。提督唐希順領兵剿之、檄自唐與瀘定橋守備王允吉爲前鋒。允吉初戰失利、希順貸之限以三日破賊。羣蠻方橫據達岡・壘木石、於數百仞上削壁屹立、鈎梯一綫、險峻不可攻。允吉使自唐探偵別經、知達岡三面陟絕、惟後路稍平多深溝。乃揀健卒五百人、餉以牛酒、約以死破賊。括營中羊數百頭、縛火角上。夜半合老弱兵驅至岡下、燃巨礮、擊鉦鼓、警示進攻狀。蠻人爭守險、盡下木石。允吉偕自唐潛以五百人繞出賊後、衣黑衣銜枚、短兵從深、箆中突擣其背。燃火彈如流星、飛焚〔礮〕寨。蠻人驚跳潰竄、一鼓克之。……」とある。いずれも極めて具体的かつ詳細な内容である。
- ⑦⑦ 龔蔭 1992、224 頁。
- ⑦⑧ 乾隆『雅州府志』卷之十、籌邊、天全高氏の条。
- ⑦⑨ 雍正『四川通志』卷三十九、藝文、御製、聖祖仁皇帝御製瀘定橋碑記の条。「巡撫能泰奏言、瀘河三渡口高崖夾峙、一水中流雷奔矢激、不可施舟楫。行人援索懸渡、險莫甚焉。茲偕提臣岳昇龍相度形勢、距化林營八十餘里、山址坦平、地名安樂。擬即其處仿鐵索橋規制建橋、以便行旅。」
- ⑧⑩ 『康熙朝滿文朱批奏摺』第四リール、案卷号 274、能泰 - 建設 - 道路工程、649-651・653-655 コマ。「……hûwa lin ping ci. da jiyān lu de isibume. ilan dogon de boihon wesimbufi. dogon i cuwan ilibufi. aniyadari ninggun tanggû uyunju emu yan juwe jiha ciyanliyāng baitalambi.……ere ilibuha dogon i bade. niyengniyeri tuwari muke ajigen de. yaburede suilacuka bicibe nikedeme ombi. juwari bolori muke mutume. yaburengge fuhali suilambi sembi. aha bi icihiyara hafan šutu sede bithe jasifi. ba na i arbun dursun. an kooli adarame babe karu jasireo seme jashade. šutu se jasiha bithei dorgide. dogon i ba aha mini fujurulahaci umai encu ba akû.……yo šeng lung de emke emken i fonjici alarengge. cooha dosire tucire de. yooni cuse

moo be monjime futa arafi. tiye su kiyoo i durun i weilefi yabuha bihe.……
juwe ciyandzung hafan be hūwa lin ping ni dzanjiyang hafan i emgi acan
tuwaci jio seme takūraha bihe. dzanjiyang ciyandzung se emu songkoi
tuwahangge. muke turgen de. an i kiyoo caci ojarahū. an lu sere bade. tiye
su kiyoo caci ombi. ere bade kiyoo caci. šošohon i ba bime. gūwa dogon
deri gemu yabure ba akū sembi. hūdai urse donjifi umesi urgunjeme.
cihanggai ilan tanggū yan funcere menggun aisilahabi. cifun i hafasa inu
emte aniya funglu aisilahabi. aha meni beyese. isire be tuwame aisilafi.
uhei hūsun i ere kiyoo be caki sembi. kiyoo i ba wajime. aha bi dogon i
ciyanliyang be meiteme. [原档残缺] bai hafan cooha be. kiyoo be adarame
tuwakiyabuci acara babe. yošeng lung ni emgi acafi ben wesimbuki sembi.
……」

- ⑧ この三渡口とは、注⑦で引用した「碑記」に見える「曰沈村、曰烹壩、曰子牛、皆瀘河舊渡口而入打箭爐所經之道也」とあるところの沈村・烹壩・子牛の三か所であり、ここで「瀘河」とされているのもやはり大渡河である。
- ⑨ 『康熙朝滿文朱批奏摺』第四リール、案卷号 274、能泰 - 建設 - 道路工程、康熙四十四年七月二十五日付奏摺、658 コマおよび康熙四十五年七月二十二日付奏摺、665 コマに共に「aha bi dogon i ciyanliyang fayabumbime. jingkini baita de tusa akū」とある。
- ⑩ 『康熙朝滿文朱批奏摺』第四リール、案卷号 270、能泰 - 内政 - 宮廷礼儀、康熙四十四年十月二十六日付奏摺、525 コマに、「ne da jiyān lu de ja wa. li tang. dza ya cang du i jergi bai fan man i urse jalu jifi hūdašambi.」とある。
- ⑪ 貿易拠点としての打箭爐の発展については、吳吉遠 1994・1995、柳静我 2013 などを参照。
- ⑫ 任新建 2004、245 頁。
- ⑬ 雍正『四川通志』卷二十一、西域、自成都府至西藏路程附の条。なお、このうち乍丫はこの路程には含まれていないが、同書同卷、西域、乍丫の条に「在巴塘西南」とある。
- ⑭ 雍正『四川通志』卷二十一、西域、定西將軍噶爾弼平定西藏碑記の条に、「於康熙五十九年四月十六日、自成都拜疏起程出蜀之打箭爐・裡塘・巴塘以至乍丫・父木多會集滇兵、整隊進發」とある。
- ⑮ 注⑩前掲任新建 2004、245 頁および、佐藤長 1986、附録四。
- ⑯ かなり後代の事例であるが、ここでは『高宗実録』卷一百五、乾隆六年九月甲戌の条に引かれる四川巡撫碩色の「瀘定橋乃西藏往來之要路」という評価と、

『高宗実録』卷一千十四、乾隆四十一年八月庚子朔の条の乾隆帝の上諭の内の「至瀘定橋、為打箭爐外通諸番要津、修復亦不容緩」という評価を引いて参考に供したい。

- ⑨⑩ 『康熙朝滿文朱批奏摺』第四リール、案巻号 270、能泰 - 内政 - 宮廷礼儀、康熙四十五年十月二十五日付奏摺、495 コマ。また、『聖祖実録』卷二百二十五、康熙四十五年六月甲寅の条に「工部議覆、四川巡撫能泰 疏言、瀘河安樂地方、建鐵索橋、告成」とあり、『康熙朝滿文朱批奏摺』第四リール、案巻号 270、能泰 - 内政 - 宮廷礼儀、康熙四十四年十月二十六日付奏摺、522-523 コマに、「參將杜如崑らが知らせに来たことには、ma teo の地（これが何処を指すのかは現段階では不明）はみなほぼ完成した。今凍結する時が迫り、年内に完成できない。明年、正月・二月に必ず筋道を通してみな終わらせるといったのである / dzanjijang hafan du žu kun se boolanjija bade. ma teo i ba gemu dubesilehebi. ne gecehun de amcabufi, aniyai onggolo wajime muterakū. ishun aniya. aniya juwe biyade. urunakū giyan fiyan i gemu wajimbi sehebi」といっているから、少なくとも康熙四十五年の前半のうちにネンテイは打箭爐を訪れたものと思われる。また、ここでいう「瀘河」も大渡河であることは、本文及び後掲【地図 1】から明らかである。
- ⑨⑪ 十三鍋荘については呉吉遠 1994・1995 を参照。
- ⑨⑫ 『康熙朝滿文朱批奏摺』第四リール、案巻号 270、能泰 - 内政 - 宮廷礼儀、康熙四十五年十月二十五日付奏摺、495-497 コマ。「長河西土司グンガ本人、彼女の属民十三鍋荘、また木鴉などの地の土司らが、小酋らを率いて、奴才我を迎えに来て会いに来たのに、衆のひたすら叩頭し告げること。……聖主が万里を見通して、にわかに天兵を遣わして、暴虐な営官を平定し滅ぼして、我ら衆番人らを保護し、生活するところを与えて、改めて得て明らかに天の日月を仰ぎ見させて暮らす（ことを得させた）。……/cang ho si i tusy hafan gung g'a i beye. ini harangga juwan ilan guwe juwang. geli mu ya i jergi bai tusy hafasa. buya datasa be gaifi. aha mimbe okdonjime acanjija de. geren i hengkišeme alarange.……enduringge ejen tumen babe bulekušeme. gaitai abkai cooha be unggifi. oshon ing guwan be dailame mukiyebufi. meni geren fan i urse be karmatame. banjire babe bahabume. dasame bahafi genggiyen abka šun biya be hargašame banjimbi.……」
- ⑨⑬ この「g'o ži 寺」がいかなる寺院であるかは現時点では明らかにしえない。雍正『四川通志』卷二十一、西域、打箭爐、寺觀の条に「喇嘛寺。在爐河西、漢名報國寺」とある寺院にあたるのかもしれないが、断定はできない。

94 『康熙朝滿文朱批奏摺』第四リール、案卷号270、能泰 - 内政 - 宮廷礼儀、康熙四十五年十月二十五日付奏摺。「geli g'o ži shi lama dan jin ni da niyakūrafi enculeme alahangge. ini beye be neneme ujen weile bahara jakade. imbe wara weile de tuhebufi. ging hecen de gamame genehe fonde. ainci isiname uthai wambi seme gūniha. gūnihakū enduringge ejen i beye iletu fucihi ofi. mini bucere weile be guwebume. mimbe geli da bade unggimbi seme ulame hese be wasimbure jakade. bi dasame banjibuha be alihabi. tere nergin de harangga ambasa de niyakūrafi. mini hing sere gūnin be tucibume alafi. ulabume wesimbuhengge. bi mini da bade isinaha manggi ilan aniya dorgide bi urunakū enduringge ejen i wahakū ujen kesi de. hengkileme jiki sembi seme wesimbuhede hese ~~mini~~{+ini} neciken be tuwa sehe. bi ere aniya bolori tuweri forgon de. bahaci beyei ulga. beyei kuneson i ging hecen de enduringge ejen i kesi de hengkileme. morin jafame geneki sembi seme dahūn dahūn i aha de alahabi.……te g'o ži syi lama i beye. juwan biyai juwan nadan de beyebe dabume nadan niyalma. morin losa uheri juwan ninggun. erei dorgide dele jafara dzang ni fucihi ilan. morin juwan. zengme juwan. yafagan i ceng du de isinjihabi. muru be tuwaci. ~~hən~~{+umesi} hing sembi.……geli huhu noor i bade hafuname yabure tanggūt bihe. g'o ži syi lama. ini da bade isinaha ci ebsi. ini angga ci erinderi enduringge ejen i wahakū babe, tesu bai urse de algimbume alame yaburengge. inu ini unenggi mujilen seci ombi.……turgun hing seme jilgan ofi. aha bi yo šeng lung ni emgi. hebdefi piyoo bithe be bufi. pancan bufi losa turifi. aha mini booi niyalma emken adabufi.ineku biyai orin emu de. ceng du ci ~~jurakabi~~{+jurambuha}.」

95 『聖祖実録』卷二百十、康熙四十一年十月丁未の条。「上諭大學士等曰、……此番打箭爐交戰、並無滿軍僅彼處萬人、直搗其巢。打箭爐賊兵強悍、肆行抗拒。是以被殺甚眾。詢之俘獲喇嘛三人、云、彼處僅存女子、丁壯殆盡。此皆負固不服之所致也」

96 同上。

97 趙心愚は、『聖祖実録』卷二百三、康熙四十年二月己丑の条に「奉差打箭爐督師理藩院侍郎滿丕・四川提督唐希順疏報、康熙三十九年十二月二十日、臣等分兵三路攻打箭爐、殺蠻兵五千餘人。」とあるのに基づいて、「西爐の役」における宮官側（趙はこれを青海ホシュート部とみなしている）の動員数を六千以上、清朝側の動員兵力も含めた双方の動員数は少なくとも二万以上とみなしてい

る。趙心愚 2017a、66-67頁。

- 98) 任新建 1985、119頁。また、本稿が言及しなかった清代から民国にいたる明正土司に関する専著としては鄭少雄 2016がある。

史料

『衛藏図識』：馬少雲・盛梅溪纂『衛藏図識』近代中国史料叢刊所収影印本、台北：文海出版社、1970

『衛藏通志』：西藏研究編輯部編輯『西藏志 衛藏通志』拉薩：西藏人民出版社、1982

(乾隆)『雅州府志』：清・曹掄彬等修『雅州府志』(乾隆四年成立、光緒十三年補刻、中国地方志集成所収影印本、成都；巴蜀書社、1992)

『康熙朝漢文朱批奏摺匯編』：中国第一歴史档案館編『康熙朝漢文朱批奏摺匯編』(北京：档案出版社、1984-1985)

『康熙朝滿文朱批奏摺』(中国第一歴史档案館蔵マイクロフィルム)

『康熙朝滿文朱批奏摺全訳』：中国第一歴史档案館編『康熙朝滿文朱批奏摺全訳』(北京：中国社会科学出版社、1996)

『高宗実録』：『清実録』(北京：中華書局、1985)所収『高宗純皇帝実録』

(嘉慶)『四川通志』：清・楊芳燦等撰『四川通志』(嘉慶二十一年重修、中国省志彙編之七、台湾華文書局影印本、1967)

(雍正)『四川通志』：清・黃廷桂等撰『四川通志』(文淵閣四庫全書本)

『世祖実録』：『清実録』(北京：中華書局、1985)所収『世祖章皇帝実録』

『聖祖実録』：『清実録』(北京：中華書局、1985)所収『聖祖仁皇帝実録』

『打箭爐志略』：中央民族学院図書館編『打箭爐志略』中央民族学院図書館、1979

参考文献

【日文】

池尻陽子 2013：『清朝前期のチベット仏教政策』汲古書院

石濱裕美子 2001：『チベット仏教世界の歴史的研究』東方書店

岩田啓介 2009：「ラザン＝ハン即位前後の青海ホシュート部 ―清朝とジュン＝ガル部の狭間で―」『社会文化史学』52

岡田英弘 2013：『康熙帝の手紙』藤原書店(初版1979、中央公論社)

楠木賢道 2006：「康熙帝の側近、シャンナン＝ドルジの奏摺」『歴史人類』34
 ――― 2008：楠木賢道「清朝檔案史料からみたサンゲ＝ギャムツォ殺害」

細谷良夫編『清朝史研究の新たなる地平』山川出版社

楠木賢道他 2006：楠木賢道・池尻陽子・斉光「シャンナン＝ドルジ奏摺訳注稿Ⅰ」『基盤研究（B） 清朝における満・蒙・漢の政治統合と文化変容』（平成 14～17 年度文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書，研究代表者楠木賢道）

小林亮介 2006：「清代、東チベットにおける在地有力者の政治行動 —清・蔵の境界のチベット系「土司」—」『史潮』60

—— 2008：「ダライラマ政権の東チベット支配（1865-1911）中藏境界問題形成の一側面」『アジアアフリカ言語文化研究』76

佐藤長 1972：「ロブザンダンジンの反乱について」『史林』55-6

→佐藤長 1986

—— 1986：『中世チベット史研究』同朋舎

承志 2009：『ダイチン・グルンとその時代』名古屋大学出版会

手塚利彰 1999：「グシハン一族と屬領の統属関係」『立命館東洋史学』22

宮脇淳子 1995：『最後の遊牧帝国 ジューンガル部の興亡』講談社

山口瑞鳳 2004：『チベット 下』改訂版、東京大学出版会（初版 1988）

—— 2006：「第一次ダライラマ政権の崩壊と清朝・青海の関与」『成田山仏教研究所紀要』29

山田勅之 2015：「カンドゥ問題をめぐる清朝とダライラマ政権の対応」『アジア・アフリカ言語文化研究』90

柳静我 2013：「清代、辺境都市打箭爐の形成と発展」「東アジア都市における集団とネットワーク—伝統都市から近現代都市への文化的展開—」口頭発表資料

【中文】（ピンインアルファベット順）

阿芒・貢却群派著、貢巴才讓訳 1988：阿芒・貢却群派著、貢巴才讓訳『漢蒙藏史略』西寧：青海人民出版社→青格力編 2014

白新良 2003：白新良「已刊康熙朝滿漢文奏摺正誤」『清史研究』2003 年第 4 期
→白新良 2006、309-321 頁

—— 2005：白新良「康熙朝進摺人員攻略」『歴史档案』2005 年第 2 期
→白新良 2006、280-308 頁

—— 2006：白新良『清史考辨』北京：人民出版社

陳慶英主編 2003：陳慶英主編 2003『中国蔵族部落』北京：中国蔵学出版社

鄭少雄 2016：鄭少雄『漢蔵之間的康定土司 清末民初末代明正土司人生史』北京：生活・読書・新知三聯書店

多杰才旦主編 2005：多杰才旦主編、鄧銳齡・陳慶英・張雲・祝啓源著『元以

来西藏地方与中央政府關係研究』北京：藏学出版社

龔蔭 1992：龔蔭『中国土司制度』昆明：雲南民族出版社

青格力 2014：青格力「罕都台吉在康区的活動探析」『欧亚学刊』2014 年總第 12 輯

→青格力・斯琴夫編、278-313 頁

青格力編 2014：青格力編『德都蒙古史料匯編』北京：民族出版社

青格力・斯琴夫編 2014：青格力・斯琴夫編『德都蒙古歷史考論』上下、北京：民族出版社

任新建 1985：任新建「明正土司考略」『西南民族学院学报』1985 年第 3 期

→任新建 2014、119-133 頁

—— 1988：任新建「簡析清朝治理康区的政策」『中国民族史学会第二次學術討論會論文集』改革出版社

→任新建 2014、111-118 頁

—— 1995：任新建「論康区民族史中的幾個問題」『四川藏学研究』（三）、四川民族出版社

→任新建 2014、69-86 頁

—— 2004：任新建「茶馬古道的歷史變遷与現代功能」『又見茶馬古道』民族出版社

→任新建 2014、240-250 頁

—— 2014：任新建『康巴歷史与文化』成都：巴蜀書社

隋浩昀 1996：隋浩昀「罕都事件及其对清初川滇藏区的影響」『中国藏学』1996 年第 3 期

吳吉遠 1994「清代打箭爐的川藏貿易的產生和發展」『中国边疆史地研究』1994 年第 3 期

—— 1995「川藏貿易重鎮—清代打箭爐城的產生和發展」『西藏研究』1995 年第 2 期

烏雲畢力格 2007：烏雲畢力格「鄂飛滿文奏摺箋注」"Quaestiones Mongolorum Disbutatae" III、Tokyo

→烏雲畢力格主編 2013、160-216 頁

烏雲畢力格主編 2013：烏雲畢力格主編『滿文档案与清代边疆和民族研究』北京：社会科学出版社

趙心愚 2017a：趙心愚「清初康区的政治軍事格局与世紀之交的“西爐之役”」『中国藏学』2017 年第 1 期

—— 2017b：趙心愚「打箭爐“查勘地界”与清朝对康区東部政策的調整」『中

中央民族大学学报（哲学社会科学版）2017年第3期

【英文】

Ahmad1970 : Ahmad, Zahiruddin. “*Sino-Tibetan Relations in the Seventeenth Century*”. Serie Orientale Roma, XL. Rome.

Dai2009 : Yincong Dai. “*The Sichuan Frontier and Tibet : Imperial strategy in the early Qing*”. University of Washington press, Seattle and London, 2009

（本稿は、第五十二回野尻湖クリルタイ（2015年7月17日～20日）および“清代辺政与边疆民族”国際学術討論会（2016年12月2日～5日）での口頭発表および発表原稿をもとに執筆したものである。“清代辺政与边疆民族”国際学術討論会に参加する機会を与えてくださった中国人民大学の張永江教授、ならびに両会の席上多くの示唆を与えてくださった参加者各位に対し、ここに記して感謝の意を示す次第である。）

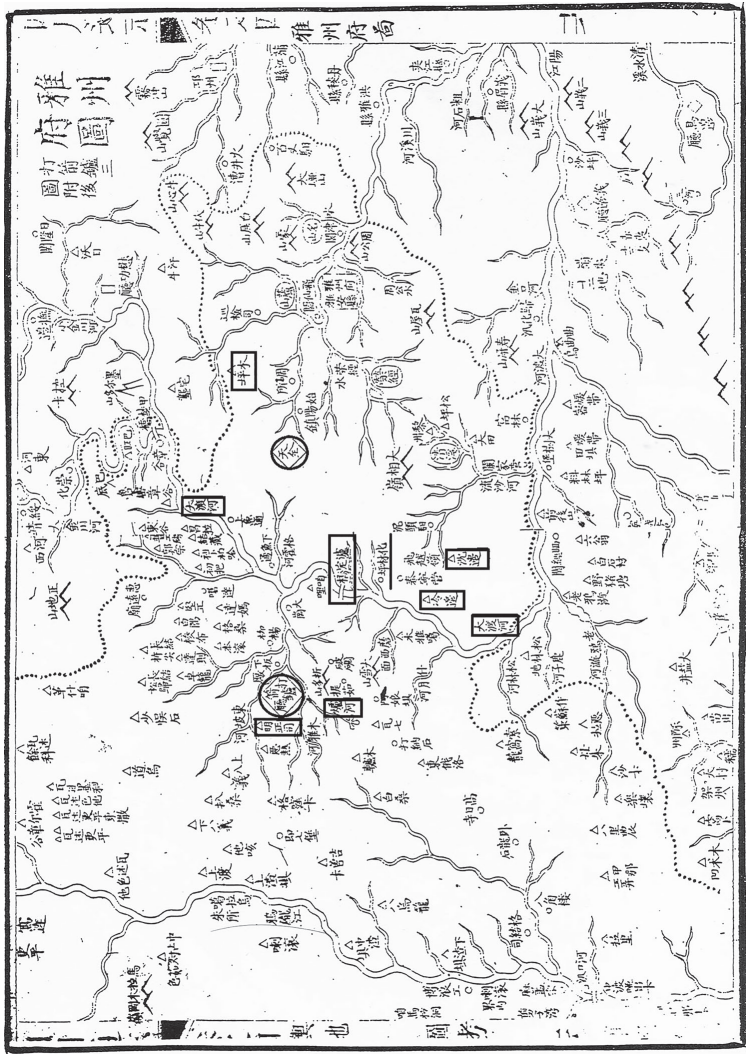
（本学博士課程後期課程）

【表】打箭爐周辺土司表				
建昌道轄		雅州府屬		
	土司名	当主	歸誠年次	駐箭・住牧之地
1	董卜韓瑚宣慰使司 (雅：木坪土司)	堅參達結	康熙元年	(駐箭) 木坪
2	明正長河西魚通寧遠 軍民宣慰使司	工喀 (堅參達結祖母)	康熙五年	(駐箭) 打箭爐
3	大乘司徒	張世祿	順治九年	弘化寺 (雅州府城外)
4	守善體梵灌頂大国師	樂雲程	順治九年	弘化寺 (雅州府城外)
5	沈邊長官司	余明奇 (余世統之父)	康熙四十九年 (雅 / 打：康熙 三十九年 嘉慶：順治九年)	沈邊
6	冷邊長官司	周志德	康熙四十九年 (雅 / 打 / 嘉慶： 順治九年)	冷邊

明正長河西宣慰使司專轄				
	土司名	歸誠時当主	歸誠年次	駐節・住牧之地
1	瞻對安撫司	側冷袞布	康熙四十年	瞻對
2	喇滾安撫司	側汪交 (丹正邦之父)	康熙四十年	喇滾
3	喇滾安撫副司	革松結	康熙四十年	喇滾
4	把底安撫司	慎白利 (囊索之父)	康熙四十年	把底
5	單東革什咱安撫司	登進鄒祖額魯七 (七立端朱之父)	康熙四十年	革什咱
6	綽斯甲安撫司	資立 (索浪羅布之父)	康熙四十年	綽斯甲
7	咱里土千戶	古六七立 (古天錫之父)	康熙四十年	咱哩
8	沙卡土百戶	洛藏林琴	康熙四十年	沙卡
9	本噶土百戶	七立大結 (朱得結之父。祖工噶烹錯時歸誠)	康熙四十年	本噶
10	瓦七土百戶	革松七立	康熙四十年	瓦七
11	惡洛土百戶	革松 (七林平之父)	康熙四十年	惡洛
12	白桑土百戶	七立端朱 (雍中郎結之父。伯父歸誠)	康熙四十年	白桑
13	惡熱土百戶	沙甲三朱	康熙四十年	惡熱
14	上八義土百戶	雍中多兒濟	康熙四十年	上八義
15	下八義土百戶	葱翁多日 (沙加七立之父)	康熙四十年	下八義
16	少悞石土百戶	端柱 (沙加七立之父)	康熙四十年	少悞石
17	作蘇策土百戶	呃利沙家 (江初扎什之父)	康熙四十年	作蘇策
18	拉里土百戶	奪牙崩錯喇碟	康熙四十年	拉里
19	八哩籠壩土百戶	扎縱隆布 (堅忠之父。伊祖工噶登吧時歸誠)	康熙四十年	八哩籠壩
20	上渡噶喇住索土百戶	阿忠 (工布七立之父)	康熙四十年	上渡噶
21	中渡唾出卡土百戶	工噶 (買甲七立祖)	康熙四十年	中渡唾出卡
22	他咳土百戶	葱汪喇疊 (格冗塔之父)	康熙四十年	他咳
23	索窩籠巴土百戶	工噶丙朱 (工噶打結之父)	康熙四十年	索窩籠巴
24	惡拉土百戶	喇嘛根頓堅錯 (希落金巴之父。伊師祖工布堅錯時歸誠)	康熙四十年	惡拉
25	八烏籠土百戶	羅藏丙朱	康熙四十年	八烏籠
26	姆朱土百戶	阿拉烏金	康熙四十年	姆朱
27	藥壤土百戶	噶布玉 (烏金烹錯之父)	康熙四十年	藥壤
28	上渣壩惡疊土百戶	阿結 (騷大之父)	康熙四十年	惡疊

29	上渣壩卓泥土百戸	葱汪明結 (革松七立之父)	康熙四十年	卓泥
30	中渣壩熱錯土百戸	姜初台	康熙四十年	熱錯
31	中渣壩業窪石土百戸	唵中	康熙四十年	業窪石
32	中渣壩沱土百戸	捨拉 (羊馬七立之父)	康熙四十年	沱
33	下渣壩莫藏石土百戸	格松 (扎巴呷之父)	康熙四十年	莫藏石
34	扒桑土百戸	沙家七立 (甲呷七立之父)	康熙四十年	扒桑
35	木轆土百戸	騷大交	康熙四十年	木轆
36	格窪卡巴土百戸	阿七 (桑結林琴之父)	康熙四十年	格窪卡巴
37	呷那工弄土百戸	工噶達結 (噶納汪之父)	康熙四十年	呷那工弄
38	吉增卡桑阿籠土百戸	沙家三朱 (沙加平之 父)	康熙四十年	桑阿籠
39	魯密東谷土百戸	碩他兒 (囊卡朱之父)	康熙四十年	魯密東谷
40	郭宗土百戸	安初	康熙四十年	郭宗
41	結藏土百戸	蒙他兒	康熙四十年	結藏
42	魯密初把土百戸	六谷他 (出丁交之父)	康熙四十年	初把
43	祖卜栢哈土百戸	阿升 (七林之父)	康熙四十年	栢哈
44	魯密昌拉土百戸	囊結他 (加蓋之祖)	康熙四十年	昌拉
45	堅貞土百戸	色弄卜 (扎什之父)	康熙四十年	堅貞
46	達媽土百戸	安初 (八噶策結之父)	康熙四十年	達媽
47	格桑土百戸	聰汪扎什 (丁巴之父)	康熙四十年	格桑
48	普共磔土百戸	噎結 (八佈他之父)	康熙四十年	普共磔
49	本袞土百戸	納卜	康熙四十年	本袞
50	長結杵尖土百戸	喇嘛交祖六布 (郎結太之父)	康熙四十年	長結杵尖
51	長結松歸土百戸	雍中交	康熙四十年	長結松歸
52	白隅土百戸	扎他 (郎結七立之父)	康熙四十年	白隅
53	魯密梭布土百戸	喇呷 (噎胎之父)	康熙四十九年	魯密梭布
54	魯密達則土百戸	卻中翁布 (卡交之父)	康熙四十九年	達則
55	魯密卓籠土百戸	白馬汪丁	康熙四十九年	卓籠

本表は雍正『四川通志』卷二十一の記載を元に作成した。
 乾隆『雅州府志』、乾隆『打箭爐志略』、嘉慶『四川通志』の情報も付記する場合は
 それぞれ「雅：」「打：」「嘉慶：」と付記して掲載した。



【地圖 1】嘉慶『四川通志』卷之四、興圖、雅州府圖

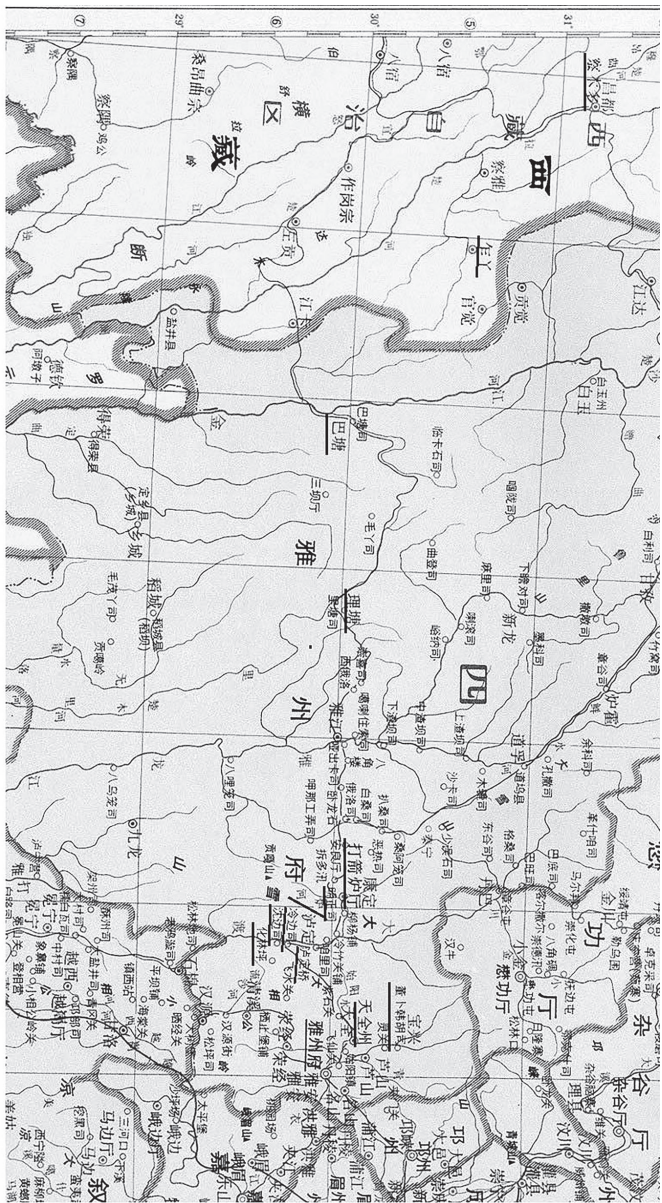


図2:清代四川部分図 (譚其驤主編『中国歴史地図集』第八卷、上海:地図出版社、1987)

【地図2】清代四川 (部分)